

岐阜県情報公開条例解釈運用基準

平成13年 3 月28日付け部長通知
平成14年 4 月 1 日付け改正
平成14年10月 9 日付け改正
平成16年 4 月 1 日付け改正
平成17年 4 月 1 日付け改正
平成17年10月31日付け改正
平成18年 3 月31日付け改正
平成18年 8 月24日付け改正
平成19年 4 月 1 日付け改正
平成21年 4 月 1 日付け改正
平成22年 4 月 1 日付け改正
平成26年 4 月 1 日付け改正
平成27年 4 月 1 日付け改正
平成28年 4 月 1 日付け改正
平成29年 5 月30日付け改正
平成31年 4 月 1 日付け改正
令和 5 年 4 月 1 日付け改正

(注) 各解説中、「規則」とは「知事が保有する公文書の公開等に関する規則」(平成 7 年岐阜県規則第 6 号)をいう。

また、「要綱」とは「岐阜県情報公開事務取扱要綱」(平成 7 年 3 月 1 日付け総第273号、教総第683号、選第208号、人委第316号、監委第179号、岐労委第76号)をいう。

当該規則、要綱の対象外の実施機関については、各実施機関の定める規則、要綱等の該当箇所を参考にされたい。

岐阜県情報公開条例解釈運用基準

目 次

第1章 総 則

第1条	目 的	1
第2条第1項	実施機関	3
第2条第2項	公 文 書	4
第3条	解釈及び運用の基本	8
第4条	適正使用	9

第2章 公文書の公開

第5条	公開請求権	10
第6条	公文書の公開義務	12
第1号	個人情報	14
第2号	行政機関等匿名加工情報	20
第3号	事業活動情報	21
第4号	犯罪捜査等情報	26
第5号	審議・検討等情報	29
第6号	事務事業情報	32
第7条	公文書の部分公開	38
第8条	公益上の理由による裁量的公開	41
第9条	公文書の存否に関する情報	43
第10条	個人情報の適正な取扱い	45
第11条	公文書の公開請求の方法	46
第12条	公文書の公開請求に対する決定等	48
第13条	事案の移送	53
第14条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	55
第15条	公開の実施	59
第16条	他の制度との調整	61
第17条	費用負担	64
第17条の2	県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求	65
第17条の3	審理員による審理手続に関する規定の適用除外	66
第18条	審査請求があった場合の手続	67
第19条	岐阜県情報公開審査会	71
第20条	審査会の調査権限等	72
第21条	規則への委任	78

第3章 情報公開の総合的な推進

第22条	情報公開の総合的な推進	7 9
第23条	情報提供施策の充実	8 0
第24条	情報収集活動の充実	8 1
第25条	出資法人等の情報公開	8 2
第25条の2	指定管理者の情報公開	8 3

第4章 雑 則

第26条	公文書の管理体制の整備等	8 4
第27条	実施状況の公表	8 5
第28条	適用除外	8 6
第29条	委 任	8 7
第30条	罰 則	8 8

附 則		8 9
-----	-------	-----

岐阜県情報公開条例解釈運用基準

第1章 総 則

第1条 目 的

第1条 この条例は、県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県民の県政への参加を促進し、県政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた県政を実現することを目的とする。

【趣旨】

本条は、岐阜県情報公開条例（以下「条例」という。）の目的を明らかにしたものであり、条例第3条の規定と併せて、この条例の解釈・運用の指針を示すものである。

【解釈・運用】

- 1 「知る権利」の概念については、憲法学上、その根拠や性格、内容について、様々な考え方があるが、「知る権利」という言葉は、情報公開制度を推進する上において重要な役割を果たしてきたこと、社会的にも一定の権利として認められていること、また、情報公開制度はその理念を実体化するものであることから、情報公開制度を県民に分かりやすく表現するために明記することとしたものである。
- 2 「県の諸活動を県民に説明する責務を全うする」とは、県政の信託者である県民に対して、県がその諸活動の状況を具体的に説明することを県の責務として条例上位置づけるとともに、公文書公開制度は、このような責務を全うするための重要な制度であることを明らかにしたものである。
- 3 「公文書の公開を請求する権利を明らかにする」とは、実施機関が保有する公文書について、その閲覧等を求める権利を、条例において創設することを明らかにしたものである。
実施機関は、条例で定める要件を満たした公文書の公開請求に対しては、第6条各号に掲げる非公開情報のいずれかが記録されている場合を除き、原則として、当該公文書の公開しなければならない義務を負うものである。
なお、公文書についての公開請求権を明確したことにより、実施機関が行った公開決定等に対し、請求者が不服のある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく救済の道が開かれるものである。
- 4 「情報公開の総合的な推進」とは、県民の請求に応じて公文書の公開を行う公文書公開制度を確立するとともに、県が自ら積極的に、又は県民の求めに応じてその保有する情報を県民に提供する情報提供施策の充実を図る等、県の保有する情報を県民に総合的に提供するように努めることをいう。

5 「県民の県政への参加を促進し、県政に対する理解と信頼を深め」とは、条例の直接的な目的を明らかにしたものである。

すなわち、公文書公開制度を確立し、情報公開を総合的に推進することにより、県民が県政の内容をよく知ることができるようになる、それにより、県民の県政への参加が促進され、また、県政に対する県民の理解と信頼が一層深められることとなるものである。

6 「もって開かれた県政を実現する」とは、条例の最終的な目的を明らかにしたものである。

第2条第1項 実施機関

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

【趣旨】

本項は、この条例に基づき公文書の公開等を実施する機関を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「実施機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び警察法（昭和29年法律第162号）に基づき独立して事務を管理し、執行する県の機関及び議決機関である議会並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により県が設立した地方独立行政法人をいい、執行機関にあつては、岐阜県行政組織規則（平成18年岐阜県規則第46号）等各実施機関の行政組織規則等により定められている本庁各課（室）、現地機関及び附属機関をいう。

現在、本県においては公営企業管理者が置かれておらず、地方公営企業法第8条第2項の規定により、管理者の権限は知事が行うこととなっている。このため、本号の「知事」には、いわゆる執行機関としての地方公共団体の長である知事のほか、公営企業の管理者の権限を行使する知事を含むものである。

なお、県が出資その他の財政的支援等を行う法人であつて、県の事務と密接な関係を有するとして知事が定めるものについては、情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとされている（第25条第1項）。

- 2 県が設立した地方独立行政法人は、県とは別個独立した法人ではあるが、地方独立行政法人法で定める設立目的及び組織形態から、実質的に県の一部を構成する法人であり、県と同様に、その諸活動を県民に説明する責務を有し、その事業に関する情報の公開を推進するため、この条例の実施機関としたものである。

なお、県が設立した地方独立行政法人とは、公立大学法人岐阜県立看護大学、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院である。

- 3 岐阜県住宅供給公社、岐阜県土地開発公社、地方公務員共済組合の支部、地方公務員災害補償基金の支部、岐阜県職員互助会並びに団体の規約及び代表者が定められるなど団体としての実体を備えたものについては、県とは別個独立した団体であるので、実施機関に含まれない。
- 4 各実施機関は、この条例に基づいて、それぞれの判断と責任において公文書の公開、情報提供等を実施するものである。

第2条第2項 公文書

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第6条第1号及び第15条において同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 県の図書館その他これに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

【趣旨】

- 1 本項本文は、この条例の対象となる公文書の範囲を定めたものである。
- 2 本項ただし書は、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍等は、書店で購入し又は公共図書館の施設を利用することなどにより、一般にその内容を容易に知り得るものであること、県の図書館等の施設において県民の利用に供する目的で管理されている公文書については、当該施設の利用規程等に従って閲覧等が行われることであることから、この条例の対象となる公文書から除くこととしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「実施機関の職員」とは、知事、議長、行政委員会の委員、監査委員、警察本部長、県が設立した独立行政法人の役員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権に服するすべての職員をいい、特別職か一般職か、常勤か非常勤かを問わないことから、実施機関の附属機関の委員、非常勤嘱託員、雇員や臨時的に任用される職員も含む。

なお、議会の議員（議会の指揮監督権に服する者としての議長及び副議長を除く。）については、実施機関の職務上の指揮監督に服する者ではないことから、実施機関の職員には含まれない。

- 2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいう。

「職務」には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により実施機関若しくは実施機関の職員が委任を受け、又は補助執行として処理している事務等を含む。また、第一号法定受託事務（地方自治法第2条第9項第1号）は当然に含まれる。

ただし、次の事務は含まれない。

- (1) 実施機関の職員が、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条第1項の規定により従事している地方共済組合の事務、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第13条第1項の規定により従事している地方公務員災害補償基金の事務等
- (2) 第二号法定受託事務（地方自治法第2条第9項第2号）

(3) 地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、市町村が処理することとした事務

また、イベントの開催等特定の事務事業を共同で実施する目的を持って当該事業に参画する者の合意により規約を定めて設置され、独自の組織と予算を有するが、法人格を有しない、いわゆる「実行委員会」（「運営協議会」等他の名称を用いるものを含む。）については、職員の職務専念義務の免除の有無にかかわらず、実施機関が構成員となっており、その事務事業に当該実施機関の職員が従事している場合は、当該事務事業は「職務」に含まれる。

3 「職務上」というためには、次の時点以後の公文書をいう。

(1) 作成したものについては、職務上の内部検討に付された時点以後のもの

「内部検討に付された」とは、文書、図画及び電磁的記録が職員の個人的検討の段階を離れ、一定の権限を有する者の関与を経ることとなった時点のものをいい、決裁の手続が終了していることを要しないものである。

(2) 取得したものについては、受領した時点以後のもの

「受領した時点」とは、收受印の押印の有無を問うものではないので、例えば、会議で配布される資料等については、職員が文書の配布を受けた時点から公文書となる。

4 「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」とは、記録媒体の面から条例の対象となる公文書の範囲を定めたものであり、実施機関において現に事務及び事業において用いられている記録の形式については、上記の媒体によるもので網羅される。具体的には、次のものをいう。

(1) 「文書」とは、ある情報を文字又はこれに代わるべき符号（電信用符号、点字、速記用符号）を用いて、永続すべき状態で紙等の上に記載したものをいい、具体的には、起案文書、閲覧文書、復命書、台帳、帳票類等をいう。

(2) 「図画」とは、ある情報を記号、線等の象形を用いて、紙等の上に表現したものをいい、具体的には、地図、図面、設計図等をいう。

(3) 「写真」とは、ある情報を印画紙に焼き付けたものをいう。

(4) 「フィルム」とは、ある情報を感光性薬品を塗布したプラスチック等の露光現象したものをいい、具体的には、ネガフィルム、スライドフィルム、マイクロフィルム、映画フィルム等をいう。

(5) 「電磁的記録」とは、ある情報を電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式によって、記録されたものであって、内容を確認するために専用の機器を用いる必要があるものをいう。

具体的には、磁気テープ（録音テープ、ビデオテープ等）、磁気ディスク（ハードディスク等）、光ディスク（CD、DVD等）、光磁気ディスク（MO等）、フラッシュメモリ（USBメモリ等）に記録されたものをいう。

なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報や、ハードディスク上に一時的に作成されるテンポラリファイルは含まれない。

5 「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階にとどまるものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上の必要性から利用、保存している状態にあるものをいう。

したがって、次に掲げるものは、「組織的に用いる」ものには該当しない。

- ・職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）
- ・職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し
- ・職員の個人的な検討段階のもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。ただし、職員が原案の検討過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）

ただし、これらの文書も起案文書等に添付された場合は、当該起案文書等の一部となっていることから、条例において公開請求の対象となる公文書（以下「対象公文書」という。）に含まれることになる。

なお、職員が起案文書や資料等の作成のためにパソコン等を利用して作成した電磁的記録（ハードディスク等に記録されているもの）については、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、個人として保有している限りにおいては、対象公文書には含まれない。

- 6 作成又は取得された文書等が組織的に用いるものに当たるかどうかの判断は、①作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものでないかどうか、直接的又は間接的に文書管理の責任者等の指示等の関与があったかどうか）、②利用の状況（事務の必要から他の職員又は部外に配布されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質のものであるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているかどうか）などを総合的に考慮して行う。

また、組織として共用文書たる実質を備えた状態になる時点については、当該組織における文書等の利用又は保存の実態により判断するものであるが、例えば、①決裁を要するものについては起案文書が作成され、りん議に付された時点、②会議に提出した時点、③申請書等が実施機関の事務所に到達した時点、④組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点等が一つの目安となる。

- 7 「実施機関が保有しているもの」とは、実施機関が所持している文書をいう。

この所持とは、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を書庫等で保管している場合にも、当該文書を事実上支配（当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していること。なお、例えば、法律に基づく調査権限により関係人に対し帳簿書類等を提出させこれを留め置く場合に、当該文書については返還することとなり、廃棄はできないなど、法令等の定めにより取扱いを判断する権限を制限されることはあり得る。）していれば、所持に該当し、保有しているといえることができる。

また、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合など、当該文書を支配していると認められない場合には、保有しているとはいえない。

（第1号関係）

- 1 「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発

行されたもの」については、書店で購入し、又は公共図書館等の施設等を使用することにより、一般にその内容を容易に入手又は利用できるものであることから、「公文書」の範囲から除外したものである。

「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」には、紙媒体のものに限るものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれる。

なお、実施機関が公表資料等の情報提供を行っているものについては、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に該当せず、公開請求の対象となる。これは、このような情報提供については、その内容、期間、方法等が実施機関の裁量に委ねられており、例えば、特定の期間に限って提供されるものがあることから、一律に対象から除くことは適当ではないからである。ただし、実際の運用においては、情報提供で対応できる場合は、担当課等において配布していること、当該実施機関のホームページに掲載していること等を案内するなどの対応が適当である。

(第2号関係)

- 1 「図書館その他これに類する施設」とは、文書、図画等を一般の利用に供することを事務事業として行っている施設をいい、公の施設であると事務所であると問わない。(建物の一部に閲覧コーナー等の区画を設けているものを含む。)
- 2 形式的には、公文書に該当するものであっても、一般の行政の事務処理上の必要からではなく、実施機関の図書館、博物館等において、歴史的若しくは文化的観点又は学術研究の観点から、その資料的価値に着目して管理しているものについては、それぞれの文書等を管理する趣旨に沿った取扱いがなされるのが適当であるので、「公文書」の範囲から除外したものである。
- 3 「特別の管理がされているもの」とは、次の要件をすべて満たすものをいう。
 - (1) 専用の場所において適切に保存されていること
 - (2) 目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること
 - (3) 合理的な理由がある場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと
 - (4) 利用の方法及び期間に関する定めが設けられ、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること

第3条 解釈及び運用の基本

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨】

本条は、第1条の規定とともに、この条例の解釈及び運用を行うに当たっての基本的な考え方を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「公文書の公開を請求する権利が十分保障されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする」とは、実施機関は、条例に定める要件を満たした公開請求に係る公文書については、非公開情報が記録されている場合を除き公開しなければならないという原則公開の観点から、条例全体を解釈し、運用しなければならないことを明らかにしたものである。
- 2 「個人に関する情報をみだりに公にすることのない」とは、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他個人に関する情報については、公開を原則とする情報公開制度の下においても、最大限の配慮をすべきであり、正当な理由なく公にしてはならないことを明らかにしたものである。

「個人に関する情報」については、第6条第1号において、特定の個人が識別することができる情報等を原則として公開しないものとしている。

第4条 適正使用

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例により公文書の公開を受けたものの責務を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「この条例の目的に即して」とは、第1条に定める「県民の県政への参加を促進し、県政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた県政を実現する」という目的に従って利用されることを期待するものである。
- 2 「適正に使用しなければならない」とは、公文書の公開を受けた者は、公開によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならないということであり、これを濫用して他人の権利や利益を侵害するようなことがあってはならないということをいう。
- 3 実施機関は、公文書の公開によって得られた情報が、明らかに不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合には、公開の実施の際に、その使用をしないよう要請するものとする。
- 4 不適正な使用があった場合は、当該不適正使用者に対して注意し、以後、その者からの請求に対して、特に慎重に対応するよう留意するものとする。

第2章 公文書の公開

第5条 公開請求権

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

【趣旨】

本条は、公文書の公開を請求する権利（以下「公開請求権」という。）の根拠規定であり、公開請求権の内容及び手続については、この条例が定めることを明らかにしたものである。

【解釈・運用】

- 1 条例の目的との関係では、公文書の公開を請求する者（以下「請求者」という。）は、県民が中心となるものであるが、急速に進展しつつある情報化社会においては、地方公共団体という地域の枠を超えた情報の交流が一層強く要請されること、県が県外にも広く情報の窓を開くことに積極的な意義を認めることができることから、「何人」にも県の保有する情報を入手し得る機会を保障することとしたものである。
- 2 「何人」とは、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、法人格（権利能力）を有しないが、その規約及び代表者又は管理人が定められている、いわゆる「権利能力なき社団又は財団」も含まれる。
- 3 代理人による請求については、当該代理人に代理権限を証明する書類（委任状等）の提出を求めて、代理関係の有無を書面により確認するものとする。
- 4 未成年者からの公開請求であると認められる場合であっても、原則として、当該公開請求を認めるものとする。ただし、次のような場合は、親権者等法定代理人の同意が必要であることを、未成年者に指導するものとする。
 - (1) 制度の趣旨、公文書の内容等について十分な理解が得難いと認められる場合
 - (2) 公文書の写しの交付に要する費用負担が多額になる場合
- 5 「当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる」とは、請求者は、その求める公文書を保有している実施機関に対して公開請求をすることができるとするものである。

仮に、求める公文書を保有していない実施機関に対して公開請求が行われた場合には、通常は請求書を受領する前に求める公文書を保有していない旨を教示し、関係する他の実施機関が判明していればその窓口を案内する等適切な情報提供を行うことになるが、このような教示後もなお当該実施機関に公開請求が行われれば、公開請求に係る公文書を保有していないことを理由として非公開決定を行うことになる。
- 6 この条例に定める公文書公開制度は、何人に対しても等しく公開請求権を認めるものであり、請求者に対し、公開請求の理由や利用目的等の個別の事情を問うものではなく、請求者が誰であるか、又は請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別の事情によって当該公文書の公開決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

また、この公開請求権は、あるがままの形で公文書を公開することを求める権利であり、実施機関は、第7条の規定する部分公開による場合及び第15条第2項に規定する特別の公開の実施の方法による場合を除き、新たに公文書を作成又は加工する義務はない。

7 公開請求が権利濫用に当たる場合にこれを拒否しうる旨の明文の規定は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）と同様、本条例には置かれていない。しかし、権利濫用が許容されないことは法の一般原則であり、明文の規定がなくても認められる。したがって、本条例に基づく公開請求の場合も、権利濫用に当たる場合には非公開決定をすることができると解される。

ただし、本条例は、県の諸活動を県民に説明する責務を全うすることが重要であることにかんがみ、県民の県政への参加を促進し、県政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた県政を実現することを目的とし（第1条）、何人にも公開請求をすることを認めていることから（第5条）、公開請求が権利濫用に該当する場合は極めて限定的な場合に限られる。公開請求が権利濫用に該当すると判断すると、条例で保障された情報公開請求権の行使自体を認めないという効果が生じることから、権利濫用に当たるか否かは慎重に判断しなければならない。

公開請求が権利濫用に当たるか否かの判断は、公開請求の態様、公開請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び県民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に行う。行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等公開請求権の本来の目的を著しく逸脱する公開請求は、権利の濫用に当たる。

なお、「権利濫用」とは一般的に、「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」のことをいう。

公開請求が権利濫用に当たると考えられる具体例は、下記のとおり。

- ・ 正当な理由なく、対象公文書の公開を受けずに請求を繰り返す場合
- ・ 同一の公文書を繰り返し請求する場合
- ・ 特定の職員等への誹謗・中傷・威圧・攻撃など情報公開と直接関係のない事柄を主たる目的とし、害意をもって請求する場合

【公開請求が権利濫用と認められた裁判例（平成25年3月28日名古屋地方裁判所判決（平成22年（行ウ）第10号等））】

請求内容	特別支援教育課や特別支援学校等が保有する公文書の公開請求
処分内容	非公開決定（理由：補正依頼を拒否し又はこれに応答しなかったこと）
請求件数	平成17年度が7件、同18年度が22件、同19年度が217件、同20年度が88件、同21年度が413件、同22年度が575件の公開請求書を提出
請求者の対応	請求者は、職員が自分の思うような対応をしない（女性管理職に対する写真撮影要求を拒否するなど）と感じると公開請求を頻発し、その取下げを交換条件として要求に従うよう求めた。

第6条 公文書の公開義務

第6条 実施機関は、前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたものに対し、当該公文書を公開しなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、公開請求に対する実施機関の公開義務を明らかにするものであり、実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならないことを定めたものである。
- 2 本条の基本的な考え方は、公文書の公開を請求しようとするものの請求する権利と請求された公文書に情報が記録されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

【解釈・運用】

1 公開・非公開の基本的な考え方

この条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるようにすることを制定の動機とするものであるから、行政情報は原則公開との考え方に立っている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、公開することの利益と公開しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、この条例では、公開しないことに合理的な理由がある情報を非公開情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この非公開情報が記録されていない限り、請求者に対し、公開請求に係る公文書を公開する義務を負うとの原則公開の基本的な考え方を定めた。

なお、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されているときは、部分公開（第7条）の問題となる。

2 公開の実施の方法との関係

この条例でいう「公開」とは、公文書の内容をあるがままに示し、見せることであり、公開・非公開の判断は、専ら公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されているかどうかによって行われ、公開の実施の方法によって公開・非公開の判断が異なることはない、ただし、公開決定された公文書の公開の実施に当たり、公文書の保存、技術上の観点から、原本での閲覧を認めることが困難である場合など一定の制約はあり得る（第15条第2項）。

3 非公開情報の類型

本条各号の非公開情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の非公開情報に該当する場合があります。また、例えば、ある個人に関する情報について、第1号ただし書の情報に該当するため、同号の非公開情報に該当しない場合であっても、他の各号に該当し非公開となることはあり得る。

したがって、ある情報を公開する場合は、本条各号の非公開情報のいずれにも該当しないこと

を確認する必要がある。

- 4 非公開情報の該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、公開請求があった都度判断しなければならない。

このような変化は、「おそれ」が要件となっている非公開情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において非公開情報に該当する情報が、別の時点においても当然に非公開情報に該当するわけではない。なお、個々の公開請求における非公開情報該当性の判断の時点は、公開決定等の時点である。

- 5 本条と地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項に規定されている公務員の守秘義務との関係については、次のように考えられる。

本条各号の非公開情報は、原則公開の例外として非公開とすべき情報を類型化したものであるのに対し、地方公務員法上の守秘義務は、公務員の職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律の維持、さらには、特定の情報を公開しないことによる公共の福祉の維持を直接の法益として同法によって課されるものであって、両者はその趣旨及び目的を異にする。

しかし、本条各号に掲げる情報の範囲は、一般的に守秘義務の範囲を含むものと考えられるので、この条例を適正に運用し、本条各号のいずれにも該当しないとして公文書の公開をする場合は、守秘義務の対象とはならないものである。

- 6 地方自治法第100条、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第220条、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条の規定等のように、法令の規定により、実施機関に対して公文書の提出又は閲覧等が要求されることがある。

この場合における当該法令の規定と本条各号との関係について、両者はその趣旨及び目的を異にするのであり、本条各号に該当するかどうかをもって、当該要求に対する諾否の理由とすることはできない。

したがって、法令の規定に基づく提出又は閲覧等の要求に対しては、要求の根拠となった法令の趣旨、要求の目的、対象文書の内容等を総合的に判断して、個別具体的に諾否を決定することとなる（本条各号に該当する情報であっても、提出する場合もあり得る）。

第6条第1号 個人情報

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令及び条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職名及び氏名に関する情報（公開することにより、当該公務員等の権利利益が著しく害されるおそれがある場合の当該情報及び警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する者をいう。）のうちそのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職員の氏名に関する情報を除く。）並びに当該職務遂行の内容に関する情報

ハ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

【趣旨】

- 1 本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報が記録されている公文書は、非公開とすることを定めたものである。
- 2 プライバシーの具体的内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないため、本号では、個人のプライバシーに関する情報であることが明らかに判別できる場合はもとより、個人のプライバシーに関する情報であると推認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報は原則として非公開とした。その一方で、個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公にする必要性が認められるものについて、本号ただし書により例外的に非公開情報から除くこととした。

【解釈・運用】

（本文関係）

- 1 「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報を含むものであり、個人に関連する情報全般を意味するものである。

したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報もこれに含まれることになる。

具体的には、次のようなものが考えられる。

- ・ 思想、信条、信仰、意識等個人の内心に関する情報
- ・ 職業、資格、犯罪歴、学歴、所属団体等個人の経歴、社会的活動に関する情報
- ・ 所得、資産、住居の間取り等個人の財産の状況に関する情報
- ・ 体力、健康状態、病歴等個人の心身の状況に関する情報
- ・ 家族関係、生活記録等個人の家族・生活状況に関する情報
- ・ 個人の名誉に関する情報
- ・ 個人の肖像
- ・ その他個人に関する情報

なお、本号は、組織の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれるものであり、個人情報の判断に当たり、原則として、公務員に関する情報と非公務員に関する情報とを区別していない。ただし、前者については、特に非公開とすべきでない情報を本号ただし書口において除外している。

- 2 「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。生前に本号により非公開とされた情報が、個人が死亡したことにより公開されることとなるのは不相当であるためである。
- 3 法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報、権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報については、法人の行為そのものと評価される行為に関するものであることから、個人情報に該当しない。
- 4 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、個人情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であり、法人等に関する情報と同様の要件により非公開情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人情報の範囲から除外したものである。

なお、事業者としてのものではない氏名、住所等の情報は本号で取り扱い、また、事業者のものと明らかにではない氏名、住所等の情報も「事業を営む個人の当該事業に関する情報」ではないと判断されるのであれば本号で取り扱うことになる。

- 5 「その他の記述等」とは、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等、単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、例えば、年齢、性別、印影、履歴、振込金融機関等、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合は多いものと考えられる。
- 6 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することができないが、当該情報と他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

また、個人識別性の判断に当たっては、一定の集団に属する者に関する情報を公開すると、そ

の情報自体からは特定の個人を識別することができない場合であっても、当該情報の性質や内容、集団の性格、規模等によっては、当該集団に属する個々の者に不利益を及ぼすおそれがあり得ることを考慮する必要がある。

- 7 「照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の内容や性質に応じ適切に判断する必要があるが、一般的には、特別の情報を有している関係者以外の者からみて、通常入手し得る他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるか否かにより判断すべきものと考えられる。

公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。この場合の入手可能かどうかの判断に当たっては、実施機関において、通常の注意力をもって審査するのであり、調査義務があるものではない。また、何人も公開請求できることから、地域住民等であれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられるような情報も含まれる。

なお、このことは、情報の性質、内容等に応じて、個別に適切な判断が必要であるが、個人のセンシティブな情報については、実施機関として通常考慮すべき情報を挙げているものであり、判断に当たり、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報についてまで、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はない。ここで、特別の調査とは、例えば、公文書の公開を受けた者が、公開文書の個人を特定するために、一般には入手困難な情報を特別に得るために調査活動を行うことが考えられ、この場合も情報の性質、内容等に応じて個別に適切に判断する必要がある。

- 8 「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る特定個人を識別することができることとなる氏名、生年月日その他の記述等の部分だけではなく、これらの記述等により識別される特定個人に係る個人情報の全体である。
- 9 「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、特定の個人が識別されない情報であって、公開することにより、人格的・財産的な権利利益等の個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。例えば、匿名の作文や、無記名の個人の著作物、氏名を伏せたカルテや反省文等がこれに該当する。これらは、内容によっては、個人の人格と密接に関連したり、公にした場合には財産権その他個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、仮に特定の個人が識別されないとしても、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、非公開情報としたものである。
- 10 「公開すること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことをいう。この条例では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われることなく公開請求ができるとされていることから、請求者に公開するということは、何人に対しても公開することが可能であることを意味することになる。

したがって、非公開情報該当性の判断に当たっては、何人に対しても公開した場合には本号所定のおそれがあるのかについて判断することとしている。

(ただし書イ関係)

- 1 「法令及び条例の定めるところ」とは、何人に対しても等しく当該個人情報を公開することを定め

ている規定がある場合に限られる。

公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められているときは、当該個人情報、「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

なお、「法令及び条例」とは、法律、政令、府令、省令等の命令と条例及び条例の委任を受けた規則をいい、要綱、訓令、通達、通知等は含まない。

また、法令の規定により期間を限定して公文書（当該文書に個人情報が記載されているもの）の閲覧のみ許可している場合は、当該期間中は何人でも閲覧できるのであれば、少なくとも当該期間中においては、公にされている情報に該当する。

- 2 「慣行として」とは、慣習（社会生活の中で反復して行われ、ある程度まで人の行動を拘束するようになった一種の社会規範をいう。以下同じ。）として「公にされ、又は公にすることが予定されている」ことを意味する。慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として「公にされ、又は公にすることが予定されている」ことで足りる。

当該個人情報又はこれと同種の個人情報が公にされたことがあったとしても、それが個別的又は一時的な事例にとどまる限り、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には当たらない。

また、マスコミ報道等により明らかにされたことのある個人情報であっても、そのことをもって直ちに「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」となるわけではない。マスコミ報道等により個人情報が流過程に置かれるということと、行政機関が公文書を公開することにより個人情報を公開するということでは、当該情報の信用性、意義、評価において大きく異なる場合があり得る。

- 3 「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。なお、誤ってそのような状態に置かれている場合や、他人の故意又は過失によりそのような状態に置かれている場合はこれに含まれない。

また、過去に公にされたものであっても、時の経過により、公開請求の時点では「公にされ」ているとは認められない場合があり得る。

例えば、懲戒処分付された職員の氏名が過去に公表されたことがあったとしても、その後、相当の時間が経過した時点では、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であると認められない場合がある。

- 4 「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定の下に保有されている情報をいう。

ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該個人情報の性質上、通例として公にされると考えられるものも含む。

例えば、ある事業についての報告書を毎年公表している慣行があつて、同種の新規事業に着手し、同様に報告書を作成したが、当該報告書の事項も同様で特に異なった取扱いをする必要がない場合などがある。換言すれば、同種の新規事業であっても、作成された報告書の事項が異なり、同種と判断されないのであれば、同種情報とはならない。

なお、「公にすることが予定されている」には具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含まれ、また、この「予定している」については、

あらかじめ意思決定をしておくことが必ずしも必要ない。

5 本号に該当する情報として、例えば、次のようなものが考えられる。

- ・ 商業登記簿に登記されている法人の役員に関する情報
- ・ 不動産登記簿に記録されている不動産の権利関係に関する情報
- ・ 叙勲者名簿等の各種表彰者名簿に記載されている情報

(ただし書口関係)

1 「公務員等」とは、広く公務の遂行を担当する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国家公務員、独立行政法人等（※）の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

また、過去において公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定が適用される。

（※）独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人（国立大学法人、日本銀行、日本中央競馬会、日本年金機構、放送大学学園など）

2 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、県、国、他の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人の機関の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動に係る情報をいう。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行と直接の関連性を有する情報を対象としており、例えば、出張・研修等は職務の遂行に係る情報であるが、人事管理上保有する個々の職員の健康情報、休暇情報等は、職務の遂行を離れた職員の私事に属する情報であって、「職務の遂行に係る情報」には該当しない。

3 「当該公務員等の職名及び氏名に関する情報…並びに当該職務遂行の内容に関する情報」

公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容により構成されるものが少なくない。このうち、国、地方公共団体、独立行政法人等の諸活動について説明する責務が全うされるようにする観点から、公務員等の職名、氏名及び職務遂行の内容については、警察職員の氏名を除き、本号ただし書口による公開される。

4 「公開することにより、当該公務員等の権利利益が著しく害されるおそれがある場合」とは、私生活においても個人を識別する情報として一般に用いられている公務員等の氏名を公開することにより、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼす可能性がある場合をいう。この場合、「著しく害される」かどうかは、当該公務員等の職務遂行の内容等に照らし判断するものである。

なお、公務員等の職に関する情報は、行政事務に関する情報としてはその職務行為に関する情報と不可欠の要素であることから、仮に特定の公務員等を識別し得る場合であっても、公開の対象となることに留意する必要がある。

5 「警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する者をいう。）のうちそのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職員の氏名に関する情報を除く」とは、警察職員のうち一定の職にある者については、その業務の特殊性から、氏名を公開に

することにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、氏名を公開の対象としないこととしたものである。なお、氏名を非公開扱いとする警察職員のは範囲は、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員である（平成14年岐阜県公安委員会規則第4号参照）。

- 6 「当該職務遂行の内容に関する情報」との判断については、同時に、他の公務員等の個人に関する情報であり得ることに注意する必要がある。例えば、県立病院の医師が県職員の健康診断を行った場合、当該健康診断に関する情報は、当該医師にとっては当該職務の遂行の内容に関する情報であるが、当該県職員によっては職務遂行との直接的関連はなく、職務遂行の内容に関する情報とはいえないことから、県職員の個人に関する情報として、原則的に非公開とされることになる。

（ただし書ハ関係）

- 1 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、そのような蓋然性が高いか否かの事実認定は、特に調査等を行うことまで求められるものではなく、通常知り得る範囲内で判断することとなる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産についても保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要であるが、例えば、人の生命等の保護の達成のために当該情報を公開する以外の代替的方法であることだけをもって、当該情報を公開しないことにはならない。

なお、公開することにより害されるおそれのある個人の権利利益と、「人の生命、健康、生活又は財産」といった個人の基本的な権利利益以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的公開の規定（第8条）により図られる。

本人からの公開請求

この条例は、何人に対しても、公開請求の目的のいかんを問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の公開請求があった場合にも、請求者が誰であるかは考慮されない。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、本号ただし書イからハまで又は公益上の理由による裁量的公開（第8条）に該当しない限り、非公開となる。

なお、実施機関が保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律により、自己情報の開示が認められている（同法第76条参照）。

第6条第2号 行政機関等匿名加工情報

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

【趣旨】

本号は、個人情報の保護に関する法律の規定により実施機関が作成した行政機関等匿名加工情報又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号が記録されている公文書は、非公開とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

行政機関等匿名加工情報とは、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報である。

個人情報の保護に関する法律では、行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関等が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案募集を行うことを、都道府県及び指定都市に義務付けているが、その提供に関する手続き等は、同法で規定されており、規定されている以外の手続きで、行政機関等匿名加工情報が提供されるのを防止することを目的に非公開情報として整理したものである。

また、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号については、いずれも個人情報に該当することから、公開することにより、匿名加工情報提供制度の取扱いに対する県民の信頼を損なうおそれのみならず、行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用という制度の目的の達成そのものに支障をきたすことも考慮し、非公開情報として整理したものである。

第6条第3号 事業活動情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

イ 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

- 1 本号本文は、法人等又は事業を営む個人が有する正当な権利利益は、原則として、当該法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を公開することにより、害されるべきではないという趣旨であり、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報が記録されている公文書は、非公開とすることを定めたものである。
- 2 本号ただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動により、現に発生しているか、又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公開することが必要であると認められる情報が記録された公文書は、本号本文に該当する場合であっても、公開しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「法人その他の団体」には、株式会社等の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人、権利能力なき社団等も含まれる。

また、倒産や廃業、解散等により現時点で存在していない法人等についても、一般的には権利利益が継承された法人等の問題としてその正当な利益等を判断することになるが、個別の事案の内容によっては「法人その他の団体」に含まれ得る。

一方、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる公開・非公開の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る情報が非公開となる場合の要件については第6号等において規定している。

- 2 「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報をいう。

法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理及び人事等に関する情報、生産、技術、営業、販売その他の事業活動に関する情報のほか、名誉、社会的信用及び社会的活動の自由等法人の権利利益に関する情報等が含まれる。また、個別の事案の内容によるが、複数の法人等に関する情報を合算した数値が、当該数値に関連する諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして、特定の法人等又は

特定の業界団体に関する情報と認められるのであれば、本号の情報に含まれる場合がある。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

- 3 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、事業に関する情報であるので、2に掲げた法人等に関する情報と同様の要件（事業を営む上での正当な利益等）により非公開情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定しているものである。

「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに規定する事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業活動に関する一切の情報（事業内容、事業所、事業用資産、事業所得に関する情報等）をいう。当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報（個人の家族構成、個人の所得、財産状況等に関する情報）は、本号に該当せず、第1号で判断される。

- 4 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く」とは、第1号ただし書と同様に、当該情報を公開することにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を公開しなければならないとするものである。

情報の内容や法人等の類型によって法人の正当な利益等には様々な場合が想定されるが、例えば、法人等の類型だけを根拠に、おのずから本号ただし書の適用関係が決まるものではない。

現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。例えば、毒性のある物質により人の生命、健康が損なわれているような急迫した事態が生じた場合に、当該物質に発生と具体的な発生源について明確な因果関係が証明されていなくとも何らかの因果関係があると推測される場合がこれに該当する。

- 5 本号ただし書に該当する情報として、例えば、次のようなものが考えられる。

- ・食中毒発生施設及び事件の概要（拡大防止、再発防止等に必要な場合）
- ・貸金業者行政処分通知書
- ・宅地建物取引業者行政処分通知書（被害者のプライバシーに係る情報を除く。）

（イ関係）

- 1 「公開すること」とは、第1号の「公開すること」と同義である。
- 2 「競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」とは、法令又は社会通念に照らし事業者が有すると考えられる利益が損なわれると認められるものをいい、具体的には、次のような情報をいう。
- （1）法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報であ

って、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの（例：製造方法概要書、設備配置図、取引先名簿、販売計画書）

(2) 経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営が損なわれると認められるもの（例：総会・理事会・役員会の議事録、企業診断書、納税証明書）

(3) その他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的評価、信用が損なわれ、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

（例：金融機関の立入検査実施結果報告書、商品に係る苦情相談処理文書）

3 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。具体的には、製造、販売等において他社に優る地位など、様々なものがある。

4 「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の事業運営上の地位ないし利益であって、法的保護に値するものを広く含むものである。

なお、具体的に正当性を判断するに当たり、法令上又は社会通念上保護されることが相当である当該法人等又は事業を営む個人の利益を指し、公表を伴う行政処分の対象となった違法事実に関する情報はこれに含まれない。

5 「損なわれる」かどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は個人の営む事業の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

また、公にされる情報自体からは法人等の権利等が損なわれるおそれはないが、「他の情報と照合することにより」その可能性が生じる場合には、「損なわれる」と判断することになる。

その判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

なお、複数の法人等又は事業を営む個人に関する情報について、同様の事情があり、同様の理由が成り立つのであれば、いずれか一の法人等又は事業を営む個人について、「正当な利益が損なわれる」おそれが認められれば、当該情報全体（当該複数の法人等又は事業を営む個人にとって）について非公開となる。

6 許認可等の申請における却下、拒否の事実や申告制度に基づく苦情等については、たとえ事実であったとしても、通常公にされず、公になると当該法人等の社会的信用などが侵害され、法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがあるものであると判断し得る場合は「正当な利益が損なわれる」として、非公開となる。

（ロ関係）

本規定は、実施機関は行政の執行に当たり、個人又は法人等の任意の協力に基づいて情報を得ている場合が多いことから、公開しないとの条件の下に提供することを決めた当該情報の提供者における非公開の取扱いに対する期待と信頼を保護するため、当該条件を付することが合理的であると認められる情報が記

録されている公文書は、非公開とすることを定めたものである。

法令の規定により提出が義務付けられていない情報については、それを他に流通させるか否か、させるとした場合いかなる条件のもとで流通させるかについて、自らの判断で決定することが原則として認められるべきである。このことは、個人に関する情報の場合についてもいえることであるが、行政機関が行政指導により情報の提供を求めるのは、事業者に関する情報であることが通例であるので、特に事業者に関する情報につき、非公開約束条項を設けるものである。したがって、「個人」には、事業を営む個人のみが該当となる。

- 1 「実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたもの」とは、実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供の申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、行政機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得ると考えられる。
- 2 「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関の長が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。
- 3 「公開しない」とは、本条例に基づく公開請求に対して公開しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。
- 4 「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の要請があったので情報は提供するが公にしないしてほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。

また、条件を設ける方法については、一般的には文書による方がその存在の立証において容易であるが、黙示的なものも排除するものではなく、例えば、口頭の場合や、文書によって条件が付されたものではないが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして公開しないとの条件が付されたものと合理的に認められる場合なども含まれる。

- 5 「任意に県に提供されたもの」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により実施機関に提供された情報をいう。つまり、実施機関において法令等の定める権限を有しており、かつ、権限を行使することにより提供された情報については本規定は適用されない。
- 6 「法人等又は個人における通例」とは、法人等又は事業を営む個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界（業界に準じて考えられるものを含む。）における通常の取扱いを意味し、当該法人又は個人において公開していないことが通例であると主張しさえすれば足りるわけではない。
- 7 「条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とは、公開しないとの条件を付すことの合理性については、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化についても考慮する趣旨である。

公開しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公開され又は同種の情報が既に公開されているなどの事情がある場合、公開しないとの条件を付すことには合理性が認められないから、本号には当たらない。

8 「当時の状況等」とは、公開しないとの条件を付することの合理性の判断は、当該情報の提供当時の諸般の事情を基本として判断するが、必要に応じその後の事情の変化も斟酌して判断するとの趣旨である。

したがって、公開しないとの条件で任意に提供された情報であっても、その後、提供者が公開したもの、公開することについて提供者の承諾が得られたものについては、当該条件が解除されたものとみなすことになる。

第6条第4号 犯罪捜査等情報

(4) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、公開することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている公文書は、非公開とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

1 本号は、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。したがって、個人テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体等の保護に関する情報は、本号の対象であるが、風俗営業等の許認可、感染症予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察に関する情報は、本号の対象ではなく、第6号等の規定により公開・非公開が判断されることとなる。

2 「公開すること」とは、第1号の「公開すること」と同義である。

3 「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為の発生を未然に防止することをいい、個々の場所、時間、被害対象者に関わる犯罪行為を予防するもの（例えば、パトロール、保護対象者の警戒など）と、将来の犯罪の発生を一般的に予防するもの（例えば、防犯指導、自主的防犯活動の支援など）がある。

なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は、本号に該当しない。

4 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪がまさに発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

5 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために、証拠を発見し、収集し、若しくは保全し、又は被疑者を発見し、必要があればその身柄を拘束して保全する活動をいう。

6 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を行うことをいう。

7 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。

保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行につ

いても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公開することにより、保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、本号に該当する。

- 8 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公開にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

- 9 「支障を及ぼすおそれがある」とは、人の生命、身体、財産等の保護が図られなくなったり、公共の安全と秩序を維持する活動が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある場合をいう。
- 10 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるかどうかについて審理・判断するものであることを示すものである。

すなわち、裁判所は、本号の非公開情報該当性に関する司法審査においては、当該情報を「公開することにより」当該「おそれ」が生ずると実施機関において認めるにつき「相当の理由」があるかどうか（「相当の理由」を基礎付ける事実があるかどうか）について審理・判断することになる。

これは、本号に係る情報の性質上、公開・非公開の判断に際し、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するという特殊性が認められるためである。

- 11 本号に該当する情報として、次のようなものが考えられる。

(1) 犯罪の捜査等の事実又は内容に関する情報

（例：犯罪関係事項照会・回答文書、麻薬・覚せい剤協力捜査報告書）

(2) 犯罪捜査の手法、技術、態勢等に関する情報

（例：犯罪捜査等に用いる機材等の性能に関する情報）

(3) 情報提供者、被疑者、捜査員等関係者に関する情報

（例：犯罪等の情報提供者、被疑者及び参考人の住所・氏名等）

(4) 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制等に関する情報（犯罪の目標となることが予想される個人の行動予定、施設の所在や警備の状況に関する情報を含む。）

(例：高圧ガス施設・設備配置図、毒物・劇物製造業登録台帳、来賓来県スケジュール)

(5) 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報

第6条第5号 審議・検討等情報

(5) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報が公開されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる場合がある。また、未成熟な情報が公開され又は情報が尚早な時期に公開されると、県民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼす場合がある。

本号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階に対する支障が看過し得ない程度ものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている公文書は、非公開とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、実施機関に限定しない。執行機関（知事、行政委員会、監査委員）、議決機関及びこれらの補助機関（職員）又は事務局（職員）のほか、執行機関が設置する附属機関及びこれに類するものも含まれる。
- 2 「国」には、国の行政機関だけでなく、内閣、国会、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）なども含まれる。
- 3 「他の地方公共団体」とは、岐阜県以外の都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団をいう。
- 4 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の団体の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において行われる、審議会等における審議や検討、行政内部の政策等の検討や協議、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せなど、様々な審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。そのほか、会議、打合せ、意見交換、相談、文書等による照会、回答、調査研究等に直接使用するほか、これらに関連して、実施機関が作成し、又は取得した情報を含む。
- 5 「公開すること」とは、第1号の「公開すること」と同義である。
- 6 「不当に」とは、審議、検討等の段階にある情報を公開することの公益性を考慮しても、なお適正な意思決定の確保等に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の内容・性質に照らし、公開することにより得られる利益とこれにより生じる不利益（非公開とすることにより保護される利益）とを比較衡量した上で判

断される。

- 7 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公開することにより、外部の圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、県の機関等の内部又は相互間における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公開されることにより、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、行政機関内部の検討がまだ十分でない政策に関する情報が公になることにより、外部からの圧力や干渉等を受け、当該政策形成等に不当な影響が及び、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である（なお、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合には、第4号等、他の非公開情報に該当する可能性もある。）。

- 8 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公開することにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそれ自体を保護するものではなく、情報が公開されることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、行政機関として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公開すれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合に、このような情報を公開して「不当に県民の間に混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。審議会等の場において、様々な政策決定について検討している段階で、結果的には当該政策決定に反映されなかった情報について、そのまま公開すると、検討の状況を県民に知らせる意義と比較して、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものについては、非公開とする。

- 9 「特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、時期尚早な段階における情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公開することにより、一定の行為を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、8と同様に、事務及び事業の適正な遂行を図るとともに、県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

ここで、「特定のもの」については、具体的に個人又は法人等が確定していることまでは求められず、ある程度の蓋然性をもってその存在が認められることをもって足りる。

また、「利益」又は「不利益」には、経済的なものに限られず、精神的苦痛や社会的信用も含まれる。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が公開されたために、土地の買い占めや投機が行われて地価が高騰し、公開を受けた者等が不当な利益を得たり、違法行為の有無等の事実関係についての調査中の情報が公開されたために、実際には違法・不当な行為を行っていなかった者が結果的に不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

- 10 合議制機関に関する情報の公開・非公開については、当該合議制機関の議事運営規程や議決等によって決せられるものではなく、当該合議制機関の性質及び審議事項の内容等に照らし、合議制機関における率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあるかにより個別具体的に判断され

るものである。

11 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、行政機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の非公開情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。

しかし、当該意思決定が一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われるなど、審議、検討等の過程が重層的・連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定との関係で、本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。

また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、不当に県民の間に混乱を生じさせ、又は将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるなどの場合には、本号に該当することになる。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的には本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

12 本号に該当する情報として、例えば、次のようなものが考えられる。

- ・公表前のラスパイレス指数変動分析調査資料
- ・公表前の地下公示価格
- ・公表前の叙勲受章者名簿
- ・国民健康保険審査会議事録に記載された発言委員の氏名
- ・会計検査院の検査等に関する情報

第6条第6号 事務事業情報

- (6) 県の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - ロ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ヘ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益が損なわれるおそれ

【趣旨】

本号は、県の機関又は国等が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公開することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された公文書は、非公開とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「県の機関又は国等が行う事務又は事業」とは、イからへに例示した事務事業のほか、県の機関又は国等が行う事務又は事業をいう。
- 2 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むすべての事務又は事業に関する情報をいう。
- 3 「公開すること」とは、第1号の「公開すること」と同義である。
- 4 「次に掲げるおそれ」としてイからへまでの各号に掲げたものは、各実施機関にほぼ共通してみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公開することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。

したがって、イからへまでの各号はいわゆる例示列举であり、これらの事務又は事業の外にも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を公開すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについても、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」に該当する。

なお、例えば、記者発表等、一定期間後に一斉に公表される予定となっている文書又は実施機関の審

査を経た後、公表される予定となっている文書であって、公表日前に公開することにより当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、非公開とする。

4 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の内在的・本質的な性格（具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等）に照らして、当該事務又は事業に関する情報を公開することが、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

5 「適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、非公開情報該当性の要件については客観的に判断する必要がある。

また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、公開の必要性等の種々の利益を衡量した上で、非公開により保護されるものが事務又は事業の「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があることが要求されるものであることに留意する必要がある。

6 イからへまでの各号の解釈は以下のとおりである。

（イ関係）

国の安全、他国等との信頼関係及び国際交渉上の利益を確保することは、国民全体の基本的な利益を擁護するうえで、重要な事項であることから、条例においてもこれらの利益は十分に保護する必要がある。

そこで、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があると実施機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を非公開とするものである。

1 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていること等が考えられる。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

2 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国若しくは国際機関（国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなる等、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当すると考えられる。

- 3 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が執ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当すると考えられる。

（ロ関係）

- 1 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。行政が権限に基づいて行うもので、監査委員が行う監査等がある。
- 2 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。行政が権限に基づいて行うもので、高圧ガス立入検査、火薬類販売所立入検査等がある。
- 3 「取締り」とは、行政上の目的により一定の行為を禁止又は制限し、適法・適正な状態を確保することをいう。行政が権限に基づいて行うもので、県税犯則取締り等をいい、類似の事務事業として税務調査、指導、監督、各種監視・巡視等がある。
- 4 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
- 5 「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を得ることをいう。
- 6 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

監査、検査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を行い、一定の決定を行うことを伴うことがある事務である。

そして、監査、検査等の事務に関する情報の中には、例えば、監査、検査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に公開した場合には、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となり、又は法令違反行為や著しく妥当性を欠く行為を助長し若しくはこれらの行為が巧妙に行われ、隠蔽されるなどのおそれがあるものがある。このため、このような情報については非公開とするものである。

例えば、監査等の手法、マニュアル、試験の実施要領等の試験の管理監督の手法、試験の採点、合否基準等試験の判定並びに評価手法に関する詳細な情報であって、公開すると正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのあるものについては非公開とする。また、違反事例等の詳細な情報を公開した場合には、当該法規制又は指摘を免れる方法を示唆することとなるようなものについては、事後的にも非公開情報に該当するものと考えられる。

（ハ関係）

- 1 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- 2 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。例えば、補償、賠償に係る交渉、土地等の売買協議、労務交渉等がある。県の行財政運営の推進のための外国、国、他の地方公共団体、民間団体等に対する接遇、交際等に係る事務事業である「渉外」も含まれる。
- 3 「争訟」とは、審理・判断を求め、争うことをいう。訴訟の提起のほか、行政不服審査法又はその他の法令に基づく審査請求がある。
- 4 「県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

県又は国等が一方当事者となる契約・争訟等については、当事者として相手方と対等な立場で交渉・訴訟の遂行等に当たる必要があり、その当事者としての利益・地位については正当に保護される必要がある。

例えば、公表されていない用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を公開することにより、適正な額での契約が困難となり、当事者としての財産上の利益が損なわれるおそれ、また、交渉・争訟等の対処方針等を公開することにより、その当事者としての地位を不当に害するおそれがある場合には、当該情報は本号ロに該当し、非公開とする。

(ニ関係)

「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」

県の機関又は国等が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、県民等にあまねく還元することが原則であるが、調査研究の成果を上げるためには、これに従事する職員が自由な発想で創意工夫等を行い、その能力を最大限に発揮することができるとすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等で、一定の期日以前に公開することにより、その成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、②調査研究段階の情報を公開することにより、調査研究に従事する職員の自由な発想、創意工夫等を妨げ又はその研究意欲を減退させて、調査研究に係る事務の能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものについては、本号ハに該当し、非公開とする。

なお、各種統計調査においては、当該調査の実施機関、目的、調査対象、調査手法、周期・期日、調査事項等が公開されているところではあるが、具体の調査対象企業名等のように、それが公開されることにより当該法人に不利益を及ぼすおそれや事後の協力を得られなくなることから事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する場合がある。

(ホ関係)

「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」

県の機関又は国等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で、

当該機関の自律性を有するものである。

そのため、例えば、勤務評価や、人事異動、昇任等の人事構想等を公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがある場合には、当該情報は本号ニに該当し、非公開とする。

(へ関係)

「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報については、企業経営という事業の性質上、第3号の法人等情報と同様、その正当な利益を保護することから、公開することによりこれを害するおそれがあるものについて非公開とする。

ただし、この正当な利益については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があるから、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業については、非公開となる情報の範囲が第3号の法人等情報よりも狭いものとなる場合がある。

7 本号に該当する情報として、次のようなものが考えられる。

- (1) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの
 - ・安全保障上の情勢分析並びに政策形成及び遂行に支障を来す情報
 - ・他国政府との間又は国際機関において、公表が申し合わされていない情報
 - ・現在進行中の交渉に関する我が国の立場に係る情報又は我が国の立場を類推することに資する情報（一定期間以内に行われた過去の交渉に係る情報も含む。）
- (2) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのあるもの
 - ・各種監査、検査の方針、指導監査における重点事項等
 - ・県税の徴収方法に関する資料
 - ・資格試験の試験問題及びその作成の要領、試験の採点・合否の基準等の情報
- (3) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのあるもの
 - ・工事の契約に係る予定価格が類推されるおそれがある積算単価等の情報
 - ・工事発注案件の詳細情報
 - ・物品管理に関する予定単価、購入予定単価が推測できる情報
 - ・用地取得等の交渉方針、交渉状況又は予定地等の情報
 - ・非公開で行われるあっせん、調停又は仲裁による紛争処理に関する情報
 - ・係争中の事件に関する弁護士との打合せ記録等に関する情報
- (4) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれのあるもの

- ・希少野生動物種等に指定されている生物の生息場所等が具体的に特定できる情報
 - ・試験研究機関で実施中の研究に関する情報
- (5) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるもの
- ・懲戒処分等の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報
- (6) 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を損なうおそれのあるもの
- ・独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人の技術上のノウハウに関する情報

第7条 公文書の部分公開

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報とそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、公文書の部分公開（公文書に記録されている情報のうち非公開情報に係る部分を除いて、公文書を公開することをいう。以下同じ。）をしなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

- 1 本条第1項は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に分離することができ、かつ、分離することにより、当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、当該公文書の全体を非公開とするのではなく、非公開情報に係る部分を除いた部分について公文書を公開することを定めたものである。
- 2 本条第2項は、個人に関する情報から、氏名、生年月日等の特定の個人を識別することができることとなる部分を除くことにより、公開しても、当該個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる部分が残るときは、第1項の規定を適用することを定めたものである。

【解釈・運用】

（第1項関係）

- 1 「公開請求に係る公文書に非公開情報とそれ以外の情報が併せて記録されている場合」とは、一件の公文書に複数の情報が記録されている場合に、情報ごとに、第6条各号に規定する非公開情報に該当するかどうかを審査した結果、非公開情報に該当する情報がある場合を意味する。

公開請求は、公文書単位に行われるものであるため、第6条では公文書に全く非公開情報が記録されていない場合の公開義務について定めているが、本項の規定により、実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合には、部分的に公開できるか否かの判断を行わなければならないことになる。

- 2 「容易に分離することができ」とは、当該公文書のどの部分に非公開情報が記載されているかという分離が困難な場合だけでなく、分離は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分公開の義務がないことを明らかにしたものである。

例えば、文章として記録されている内容そのものには非公開情報は含まれないが、特徴のある筆跡から特定の個人を識別することができる場合には、個人識別性のある記述等の部分を区分して除くことは困難である。

また、録音されている発言内容自体には非公開情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物を墨塗りして再複写することにより行うことができるので、一般的には容易であると考えられる。

なお、部分公開の作業に多くの時間・労力を要するとしても、直ちに、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、分離することの容易性が問題となる。

例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうち一部の発言内容にのみ非公開情報が含まれている場合や、録画されている映像中に非公開情報が含まれているなどの場合には、非公開情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に分離することができる範囲で、公開すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録について、非公開情報が記録された部分と公開情報が記録された部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に分離することができ」る場合に該当しない。

- 3 「請求の趣旨が損なわれる」とは、公開請求に係る公文書から非公開情報に係る部分を分離すると、公開される部分に記録されている情報が公表情報とだけとなる場合や無意味な文字、数字等の羅列となる場合をいう。

「請求の趣旨」については、公開請求書の「請求しようとする公文書を特定するために必要な事項」に基づき、請求者の立場にたって判断するものとする。

なお、部分公開の判断に当たっては、必要に応じ、請求者に対し、電話等により請求の趣旨の確認を行うものとする。

- 4 「公文書の部分公開（公文書に記録されている情報のうち非公開情報に係る部分を除いて、公文書を公開することをいう。）をしなければならない」とは、部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。

本項は、義務的に部分公開すべき範囲について定めているものであり、部分公開の実施に当たり具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の条例の目的に沿った合目的な裁量に委ねられている。

すなわち、非公開情報が記録された部分の全体を完全に黒く塗るのか、文字が判読できない程度に被覆するのか、当該記録中の主要な部分だけを塗りつぶすのかなどの方法の選択は、非公開情報を公開する結果とならない範囲内において、各方法の容易さなどを考慮して判断することになる。その結果、観念的にはひとまとまりの非公開情報を構成するものの一部が公開されることになるとしても、実質的に非公開情報が公開されたと認められないのであれば、実施機関の非公開義務に反するものではない。例えば、ある法人の経済活動についての詳細情報がひとまとまりの非公開情報である場合、その一部である外形事実部分のみの情報を公開する場合等がある。

(第2項関係)

- 1 「特定の個人を識別することができるものに限る」こととされているのは、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第6条第1号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことができないので、他の非公開情報の類型と同様に非公開情報が記録されている部分を除いた部分につき公開することとなるためである。

なお、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるもの」（第1号本文）は、「特定の個人を識別することができるもの」に含まれる。

- 2 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、公開することが不適当であると認められるものもある。

例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等公開すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公開しても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分公開の規定を適用することとしている。

- 3 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」

第1項の規定により、部分公開の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第6条第1号に規定する非公開情報ではないものとして取り扱うことになる。

したがって、他の非公開情報の規定に該当しない限り、当該部分は公開されることになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に分離することができるかどうかが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に分離することができない場合には、当該個人に関する情報は全体として非公開となる。

なお、個人を識別することができる要素は、第6条第1号ただし書イないしハのいずれかに該当しない限り、部分公開の対象とならない。

第8条 公益上の理由による裁量的公開

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条第2号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求をしたものに対し、当該公文書を公開することができる。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度な行政的判断により公開することができることを定めたものである。

【解釈・運用】

1 「第6条第2号の情報を除く」とは、行政機関等匿名加工情報提供制度は、行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものとして、その提供に関する手続きが、個人情報の保護に関する法律で別に規定されていること及び、匿名加工情報は特定の個人を識別できないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした状態で、民間企業等に提供される情報であるという制度の趣旨から、制度の信頼性を確保するうえでも、加工に用いた情報も含めその一切を、実施機関が裁量的に公開できないことを規定したものである。

2 「公益上特に必要があると認めるとき」

第6条各号の非公開情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、公開することに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

第6条各号の非公開情報該当性の判断に当たっては、個人情報（第1号）及び法人等に関する情報（第3号）のように、個人を識別できる情報や法人の正当な利益を害するおそれがあっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要である場合には、公開をしなければならない（個人情報については第1号ただし書ハ、法人等に関する情報については第3号ただし書）。

このほか、審議・検討等情報（第5号）においては、例えば、率直な意見交換を「不当に」損なうおそれなければ公開することとなり、事務事業情報（第6号）についても、「適正な遂行」に著しい支障を及ぼすおそれなければ、公開することとなる。

以上のように、第6条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を公開することの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条では、第6条の規定を適用した場合に非公開となる場合であっても、なお公開することに公益上の必要性があると認められる場合には、公開することができるものである。

なお、本条による公文書の公開をしなかった場合において、当該判断が、与えられた裁量権を逸脱又は濫用するものでない限り、違法となるものではない。

3 非公開情報は、人の生命、健康等を保護するために公開することが必要なものを除くなどの比較衡量を行った上でなお非公開とすることの必要性が認められる情報であることから、「公益上特に必要があると認める」かどうかの判断に当たっては、個々の非公開情報の規定による保護利益の性質及び内容を

考慮し、これを不当に害することがないようにするものとする。

4 「当該公文書を公開することができる」

本条は、その規定振り（「公益上特に必要があると認めるとき」）からも、処分の性質（非公開情報を公開すること）からも明らかなとおり、公益上の必要性の認定についての実施機関の要件裁量を認める規定である。なお、この趣旨を明確化するため、見出しは「公益上の理由による裁量的公開」とされている。

第9条 公文書の存否に関する情報

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。

【趣旨】

公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、公開決定等をすべきであるが、本条は、その例外として、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すること（存否応答拒否）ができる場合について定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる」とは、公開請求に係る公文書を実際に保有しているかどうかにかかわらず、公開請求された公文書の存否について回答すれば、非公開情報を公開することとなる場合をいう。

公開請求に含まれる情報と非公開情報が結合することにより、当該公文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の公開請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は非公開情報に該当するので、非公開であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、第6条各号の非公開情報の類型すべてについて生じ得ると考えられる。

具体的には、次のようなものが考えられる。

- ・ 特定の個人の病歴に関する情報（第1号）
- ・ 特定の個人が関わった苦情申告に関する情報（第1号）
- ・ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第3号）
- ・ 特定の法人が行った認可申請に関し、申請拒否処分を指示した経緯がわかる情報（第3号）
- ・ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第4号）
- ・ 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第5号）
- ・ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第6号）

- 2 「当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」

公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、岐阜県行政手続条例（平成7年岐阜県条例第36号）第8条に基づき、処分の理由を示す必要がある。

提示すべき理由の程度としては、請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。

また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、公開請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった公文書の存否を答えることにより、どのような非公開情報を公開することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することが必要な類型の情報については、常に存否

を明らかにしないで拒否することが必要である。公文書が存在しない場合に不存在と答えて、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、請求者に当該公文書の存在を推認させることになるからである。

- 3 公開請求に係る公文書が存在しない場合であっても、本条の適用があることに留意する必要がある。
- 4 本条により公開請求を拒むときは、第12条第3項の「公開しない旨の決定」を行うこととなる。

また、本条は、公開請求に対する応答の例外規定であるから、存否応答拒否をする場合は、その妥当性を慎重に判断する必要がある。

第10条 個人情報の適正な取扱い

第10条 実施機関は、第6条第1号及び前3条の規定の解釈に当たっては、個人情報の保護に関する法律第69条に規定する個人情報に係る提供の制限の趣旨及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条に規定する特定個人情報の提供の制限の趣旨に反することのないようにしなければならない。

【趣旨】

本条は、条例の解釈及び運用の基本を定めた第3条の規定と相まって、個人情報の適切な取扱いについて定めたものである。

なお、本条の規定により、特定個人情報を公開することができるという趣旨ではない。

【解釈・運用】

- 1 「個人情報に係る提供の制限の趣旨」とは、個人情報の保護に関する法律第69条で個人情報のその取扱事務の目的以外に利用・提供することを原則として禁止し、例外的に目的以外に利用・提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害しないよう、保護を期そうとする趣旨のことをいう。
- 2 「特定個人情報の提供の制限の趣旨」とは、特定個人情報については、通常の個人情報に比べ、より厳格な取扱いが求められており、特定個人情報の提供は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条で原則禁止され、同条各号のいずれかに該当する場合のみに例外的に認められているものであるという趣旨のことをいう。
- 3 「反することのないようにしなければならない」とは、個人情報を、公開するかどうか、部分公開をするかどうか、公益上の理由による裁量的公開をするかどうか及び存否応答拒否をするかどうかの各判断はこの条例の規定の解釈によることとなるが、その解釈に当たっては、1の趣旨に反することがないよう配慮しなければならないこと明らかにしたものである。

第11条 公文書の公開請求の方法

第11条 公開請求をしようとするものは、実施機関に対し、次の事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該請求書を提出したもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

【趣旨】

- 1 本条第1項は、公開請求は原則として必要事項を記載した書面である請求書を提出して行わなければならないことを定めたものである。
- 2 本条第2項は、公開請求書に形式上の不備がある場合の補正手続と、その際の請求者への情報の提供について定めたものである。

【解釈・運用】

（第1項関係）

- 1 「実施機関に対し、次の事項を記載した請求書を提出しなければならない」とは、公開請求は書面の提出により行うものとし、口頭や電話による公開請求はできないことを定めたものである。
公文書の公開請求は、請求者が権利の行使として、公開決定という行政処分を求める手続であり、内容等の事実関係を明確にしておく必要があるからである。
- 2 「法人その他の団体」とは、営利法人、公益法人、独立行政法人、特殊法人、公共組合等の法人並びに自治会、商店会、消費者団体、政治団体等であつて法人格はないが団体の規約及び代表者の定めがあるものをいう。
- 3 「公文書を特定するために必要な事項」とは、その記載内容から、公開請求の対象となる公文書の範囲を合理的な範囲に特定できる程度の記載をいう。

個別具体の公開請求事案における公文書の特定は、各実施機関が個別に判断することとなる。例えば、「〇〇に関する資料」のように記載された公開請求については、「〇〇」という事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には、関連性の程度には種々のものが想定され、どこまでを含むかは、記載から明らかでないため、特定が不十分であると考えられる。

また、「〇〇（所属）の保有する公文書一切」や「〇〇（実施機関）の保有する事前決裁書・支出負担行為書・支出金調書」のように記載された公開請求についても、公文書の範囲は形式的、外形的には一応明確ではあるものの、一般的には、行政の活動は多種多様であつてその全てに係る公文書を請求しているとは考え難いことや保有する公文書の量等に照らして、公開請求制度上は、特定が不十

分であると考えられる。

- 4 「実施機関が定める事項」とは、実施機関が定める規則等で定めるものをいい、具体的には、連絡先の電話番号、求める公開の実施方法などである。

（第2項関係）

- 1 「形式上の不備」とは、第1項第1号又は第3号の記載事項が記載されていない場合のほか、同項第2号の公文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であるため公開請求に係る公文書が特定されていない場合を含む。

なお、請求書に記載された事項のうち、明らかな誤字・脱字等の軽微な不備については、実施機関が職権で補正ができるものである。

他方、公開請求の対象文書が公文書に該当しない場合や当該対象文書を保有していない場合は、「形式上の不備」には当たらないと解される。公開請求の対象文書は、請求の本質的な内容であり、その変更は公開請求の本質を失わせるものであることから、補正の範囲を超えることになるためである。

- 2 「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間をいい、個々の具体的事案によって判断されるべきである。

なお、実施機関が「相当の期間」を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、公開請求書の不備が補正されない場合には、その公開請求は拒否されることになる（岐阜県行政手続条例第7条参照）。

- 3 「補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない」とは、特に第1項第2号に規定する「請求しようとする公文書を特定するために必要な事項」について、請求者が的確に記載することが困難な場合も少なくないと想定されることから、実施機関は、請求者の求めがある場合はもとより、請求者の求めがない場合であっても、補正の参考となる情報を提供しよう努める義務があることを明らかにしたものである。

「補正の参考となる情報」とは、例えば、公文書の特定するに足りる事項の記載に不備がある場合においては、公開請求の記載内容に関連する情報の概要等や公文書の名称等の情報をいう。

情報提供の方法については、個々の事案に応じて適宜の方法で行えば足り、口頭でも差支えない。

第12条 公文書の公開請求に対する決定等

第12条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から起算して15日以内に、請求に係る公文書を公開するかどうかの決定（以下「公開決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、公開決定等をしたときは、速やかに、書面により当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。ただし、請求書の提出があった日に、請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定をし、当該公文書を公開するときは、この限りでない。

3 実施機関は、公文書を公開しない旨の決定（第7条の規定により公文書の一部を公開しない旨の決定、第9条の規定により公開請求を拒む旨の決定及び公開請求に係る公文書を保有していない旨の決定を含む。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該書面にその期日を併せて記載しなければならない。

4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、第1項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により延長後の期間及び延長の理由を請求者に通知しなければならない。

5 実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、書面により次に掲げる事項を請求者に通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

【趣旨】

- 1 本条は、公開請求に対する決定、通知等の具体的な手続を定めたものである。
- 2 本条第1項から第3項は、公開請求に対する実施機関の応答義務及び応答の形態を明らかにし、存否応答拒否をする場合及び文書の不存在を理由とする請求拒否をする場合についても明確に処分として位置づけることを定めたものである。
- 3 本条第4項は、正当な理由がある場合の延長可能な期限及び手続を定めるものである。
- 4 本条第5項は、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、これを処理することにより通常の事務の遂行に著しい支障が生ずることは避ける必要があることから、このような場合における決定期間の特例について定めたものである。

【解釈・運用】

(第1項関係)

- 1 「請求書の提出があった日」とは、公開請求の宛先である実施機関の当該公開請求の受付を担当する窓口にて、公開請求書が到達した日を指す。
- 2 「提出があった日から起算して15日以内」とは、提出があった日を初日として算入し、15日目が期間の末日となることをいう。この場合、末日が県の休日（岐阜県の休日を定める条例第1条に規定する県の休日をいう。）に当たるときは、民法第142条により、その翌日をもって期間が満了することとなる。

本項は公開決定等の期限を定めるものであり、請求者に対する通知の到達期限が15日以内であることまでを求めるものではないが、実施機関は、公開決定等をしたときは、速やかに第2項に規定する通知を行う必要がある。
- 3 「請求に係る公文書を公開するかどうかの決定」とは、請求された公文書を公開する旨の決定、その一部を公開する旨の決定又は公開しない旨の決定（第9条の規定に基づく存否応答拒否の決定、不存在決定を含む。）のいずれかの決定をしなければならないことを義務づけたものである。
- 4 「補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」とは、補正に係る期間計算につき、確認的に規定したものである。

「補正に要した日数」とは、実施機関が第11条第2項の規定により補正を求めてから、請求者が補正をした請求書を実施機関に提出するまでの期間を指す。この期間は、期間経過につき請求者に責があり、公開決定等の期間計算に含めることは適当でないため、算入しないものである。

形式上の不備があるかどうかは、請求書に記載された内容により確認することが必要であり、形式上の不備がある公開請求であっても、補正を求めるまでの期間は、期間計算に含まれる。

なお、請求者が補正の求めに応じない旨を明らかにしたときは、その時点以降はもはや「補正に要する日数」には当たらず、補正を求めた日から補正の求めに応じない旨が明らかにされた日までの日数を除いて、期間計算をすることとなる。

- 5 第11条第2項において「相当の期間を定めて」補正を求めることとしている趣旨は、当該「相当の期間」内は、不適法な公開請求であることを理由とする非公開決定を行えないこととするものであり、請求者による補正の機会を保障するための規定である。

したがって、補正がされないまま「相当の期間」が過ぎた場合には、実施機関は非公開決定を行うことができるようになる。

(第2項関係)

- 1 「当該決定の内容」とは、全部公開、部分公開、非公開の区別（部分公開の場合には、公開する部分と公開しない部分との区別）が明らかにされている必要がある。
- 2 「書面により当該決定の内容を請求者に通知しなければならない」とは、実施機関の決定は行政処分であり、公文書の公開請求を書面により提出させることとした第11条第1項の規定と同趣旨である。

この決定に不服のあるものは、行政上又は司法上の救済を求めることができる。
- 3 通知は、決定の区分に応じ、規則等で定める様式により行うものとする。
- 4 ただし書は、公開請求があった際、直ちに公文書の全部を公開する旨の決定をし、かつ、その

場で請求者に対し公文書を公開することができる場合は、あえて書面で通知する必要性が認められないことから、決定の内容を口頭で告知することできることとしたものである。

(第3項関係)

- 1 「第9条の規定により公開請求を拒む旨の決定及び公開請求に係る公文書を保存していない旨の決定を含む」とは、第9条の規定により公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する場合、及び公文書を保有していない場合も「公開しない旨の決定」に位置付けることを明らかにしたものである。
- 2 「その理由を記載しなければならない」とは、非公開決定又は一部公開決定をした場合に、その理由を書面に記載することを義務付けたものである。
- 3 理由の記載は、単に法律上の根拠条項を示すだけでは足りず、請求者が理由を明確に認識しうるものであることが必要であると解されており、非公開情報の内容が明らかにならない限度において、どのような種類の情報が含まれているのかを示すことになる。

また、請求に係る情報に複数の非公開情報が含まれている場合や一の情報が複数の非公開情報に該当する場合には、そのそれぞれについて、理由の提示が必要である。なお、非公開情報が多くかつ散在しており、それぞれについて個別に理由を提示することが困難な場合には、理由の提示の趣旨が損なわれない範囲で、同種・類似の事項をまとめて理由を記載することはあり得る。

- 4 「第9条の規定により公開請求を拒む」場合の理由は、当該公開請求に係る情報が仮に存在する場合、どの非公開条項に該当し、当該情報の存在等を明らかにすることがなぜ非公開情報を明らかにすることになるかを示さなければならない。
- 5 「期日をあらかじめ明示することができる」とは、公文書を非公開とする理由が、公開決定等をした日から起算して概ね1年以内に消滅し、その時点で公開することができることが明らかである場合をいう。

この場合の期日とは、非公開とする理由が消滅することが確定する年月日のことであり、将来到来することが確実であっても、その期日が不確定なものはあたらない。

なお、この期日は、あくまでも公文書を公開することができるようになる期日を参考までに示すものであり、当該期日に公文書を公開する旨の決定ではないため、請求者は、当該期日以後に、改めて公文書の公開を請求しなければならない。

(第4項関係)

- 1 「事務処理上の困難」とは、当該公開請求に対し第1項に規定する期間内に公開決定等を行うことが実施機関の側の事情により困難であることを意味し、①公開請求に係る公文書の量の多少、②公開請求に係る公文書の公開・非公開の審査の難易、③当該時期における他の処理すべき公開請求事案の量のほか、実施機関の他の事務の繁忙、勤務日等なども考慮して、当該公開請求の事務処理が困難か否かにより判断されるものである。
- 2 「その他正当な理由」としては、例えば、第14条に規定する第三者に対する意見書提出の機会を付与するに当たり、公文書に記録されている情報の量が大量であるため第三者に十分な時間を

与えることが必要と認められる場合や、第三者が多数存在するため手続に時間を要する場合などがあげられる。

具体的には、次のような場合をいう。

- (1) 一度に多くの種類又は量の公文書についての公開請求がある等、公開請求に係る公文書を期間内に検索し公開決定等を行うことが困難である場合、又は公開請求のあった公文書の内容が複雑で期間内に公開決定等を行うことが困難である場合
 - (2) 公開請求のあった公文書に県以外の第三者に関する情報が記録されており、当該第三者の意見を聴く必要があることにより、期間内に公開決定等を行うことができない場合
 - (3) 複数の実施機関等に関係する情報が記録されているため、その実施機関等の意見を聴取するのに相当の日数を必要とする場合
 - (4) 天災の発生等のため、期間内に公開決定等を行うことが困難である場合
 - (5) 期間内に年末年始等の県の休日を含むため、期間内に公開決定等を行うことが困難である場合
 - (6) 突発的に業務が増大した場合、緊急を要する業務を処理する場合その他の合理的な理由により、期間内に公開決定等を行うことができない場合
- 2 「30日以内に限り、延長することができる」とは、正当な理由により、公開請求があった日から起算して15日以内に公開決定等を行うことができない場合は、その期間の満了する日の翌日から起算して最高30日を限度として決定期間を延長することができることとしたものである。
- なお、この期間は、原則として、更に延長することはできないものとする。
- 3 「同項に規定する期間」とは、公開請求があった日から公開決定等を行うべき日までの期間を指すものであり、本項が適用される場合には、最大で、公開請求があった日から起算して45日以内に処理することになる。
- 4 「速やかに」とは、訓示的意味において「すぐに」という趣旨であるが、原則的な期限である公開請求書が実施機関に到達した日から起算して15日以内に発送することが望ましい。
- 5 「延長後の期間」とは、公開決定等が行われる時期の見込みを示すものであり、また、「延長の理由」とは、期限を延長することが必要となった事情を記載するものとする。

(第5項関係)

- 1 「公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、一つの公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、又は多数の公開請求が同時期に集中したため、公開請求を45日以内に処理することが不可能な場合又は45日以内に処理することで通常の事務の遂行が著しく停滞する恐れがある場合をいう。
- 「公開請求に係る公文書が著しく大量」かどうかは、一つの公開請求に係る公文書の物理的な量とその審査等に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮して判断される。
- 「事務の遂行に著しい支障」とは、当該公開請求の処理を担当する課室等が遂行すべき通常の事務に容認できない遅滞等の支障を来すことを意味する。
- 2 「相当の部分」とは、公開請求を受けた実施機関が通常45日以内に公開決定等ができる分量を

意味し、著しく大量な公文書の公開請求であっても、他の請求者との平等を図る観点から、45日以内に処理できる量については、当該期間内に公開決定等を行う必要がある。

- 3 「相当の期間」とは、当該残りの公文書について実施機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう。その際、実施機関は、ある程度のまとまりの公文書ごとに、早く審査の終了したものから順に公開決定等を行うことが望ましい。
- 4 「第1項に規定する期間」とは、公開請求書が実施期間に到達した日から起算して15日（補正に要した期間を除く。）を指す。
- 5 「本項を適用する旨及びその理由」には、公開請求に係る公文書が著しく大量であること、公開請求があった日から45日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことが、通常の行政事務の遂行に著しい支障を及ぼすことを具体的に記載するものとする。
- 6 「残りの公文書について公開決定等をする期限」とは、最終的に当該公開請求に係るすべての公文書についての公開決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を意味する。

本項の性質上、当該期限が比較的長期になる場合もあり得るため、予測し得ない事務の繁忙等その後の事情の変化により、当該期限を厳守できない場合が想定できないわけではない。しかしながら、特例規定を適用する場合には、請求者に処理の時期の見通しを通知することが適切である。

第13条 事案の移送

第13条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、書面により事案を移送した旨を請求者に通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求について公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が公開する旨の決定（第7条の規定により公文書の部分公開をする旨の決定を含む。以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき、又は当該公文書に他の実施機関の事務に密接な関連を有する情報が記録されており、当該他の実施機関の方が迅速かつ適切な処理をし得る場合など、他の実施機関で公開決定等を行うことに正当な理由があるときは、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることを定めたものである。

【解釈・運用】

（第1項関係）

1 「正当な理由があるとき」とは、本項で例示された「公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき」のほか、公開請求に係る公文書に記録されている情報の重要な部分が他の実施機関の事務事業に係るものである場合などであって、他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合である。

2 「当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる」とは、単に協議したという事実があれば移送できるということではなく、実施機関相互の協議が整った場合に移送できるという趣旨であり、協議が整わない場合には、公開請求を受けた実施機関が公開決定等を行うことになる。

3 「書面により事案を移送した旨を請求者に通知しなければならない」とは、事案を移送することにより、請求者が公開請求を行った実施機関とは異なる実施機関が公開決定等を行うことになるから、行政処分の主体の変更という重要性に照らし、書面により通知することを義務付けるものである。

書面による通知内容としては、移送の年月日、移送先の実施機関の名称及び移送の理由が考えられる。

4 請求者との関係において、公開決定等を行うべき実施機関が何度も変わること（再移送）は、適当ではない。移送の協議の際には、移送を行うことが適当と考えられる実施機関も交えて協議を行い、移送

先を決定すべきである。

(第2項関係)

- 1 「前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等をしなければならない」とは、移送の効果として、移送を受けた実施機関が第12条の公開決定等を行うことを明確にするため規定したものである。
- 2 「移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす」とは、移送前にした行為が移送後も移送を受けた実施機関の行為として有効となるよう規定したものである。
「移送前にした行為」には、第11条第2項の公開請求書の補正など、この条例に基づき移送前にした行為をすべて含む。

(第3項関係)

- 1 「移送を受けた実施機関が公開する旨の決定（第7条の規定により公文書の部分公開をする旨の決定を含む。以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない」とは、移送の効果として、移送を受けた実施機関が、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開する決定を行ったときは、自らの責任において、公開の実施を行わなければならないことを明確化するために規定したものである。
- 2 「移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない」とは、公開の実施に際し、移送を受けた実施機関の責任において行われるが、その公開の実施が円滑に行われるよう、移送をした実施機関の協力義務を明記したものである。
例えば、次のような協力が考えられる。
 - (1) 移送前にした行為があれば、その記録を作成し、これを提供すること
 - (2) 公開請求書及び請求者に対し事案を移送した旨の通知の写しを提供（移送した実施機関では、公開請求書の写しを保管）すること
 - (3) 他の実施機関が公開請求に係る公文書を保有していない場合には、その公開請求に係る公文書の写しを提供し、又は原本を貸与すること
 - (4) 原本を閲覧する方法による公開を実施する場合における当該公文書を貸与し、又は閲覧場所（当該公文書を保有している実施機関の組織の事務所）を提供すること
- 3 事案の移送は、公開請求を受けた実施機関が請求に係る公文書を保有しているものの、公開・非公開の判断については他の実施機関が行うことが適当な場合に行われるものである。したがって、公開請求を受けた実施機関が請求に係る公文書を保有していない場合には、事案の移送の問題ではない点に留意する必要がある。

第14条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

- 第14条** 実施機関は、公開請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第1号ハ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の規定により公開しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第18条第1項第2号及び同条第2項第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与、公開決定を行う場合に当該第三者が公開の実施前の第三者の争訟の機会の確保について定めたものである。

【解釈・運用】

（第1項関係）

- 1 本項は、実施機関が公開請求の処理を行うに当たって、よりの確な判断を行うため、第三者の意見書を提出する機会を与えることを定めたものである。

第三者に関する情報が記録されている公文書といっても、当該情報が既に公開されているものである場合、同種のケースについて非公開決定を行う取扱いが確立している場合、当該第三者が公開に反対しないことが明らかである場合など、第三者に意見書提出の機会を与える必要がない場合もあるもので、本項では、意見書提出の機会を与えるかどうかについては実施機関の判断に委ねている。

なお、公開・非公開の判断を行うに当たって、実施機関による資料の収集、意見の聴取等は、特別の規定がなくとも、任意に、適宜の方法で行うことは可能であるが、本項による手続を取った場合には、第3項の適用を受ける。

- 2 「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者」については、本条の適用の対象ではないが、公開決定等の的確を期するため、これらの者の意見を聴き、又は意見書の提出を求めることを妨げるものではない。
- 3 「第三者」とは、個人のほか、法人等をいう。また、情報提供者に限らない。
- 4 「第三者に関する情報」とは、当該第三者が識別できる情報に限らず、第三者に何らかの関連性を有する情報も含まれる。
- 5 「公文書の表示」とは、公文書の名称、作成・取得時期等の当該公文書を特定するために必要な事項のほか、公文書の一部に第三者に関する情報が記録されている場合における当該公文書の一部を特定するために必要な事項をいう。

「公文書の表示」以外に通知すべき事項については、①公開請求の年月日、②公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容及び③意見書を提出する場合の提出先及び提出期限がある。

なお、非公開情報の該当性は請求者の属性等にかかわらず判断されるものであること、請求者の権利利益を害するおそれがあることから、請求者の氏名等は、当該請求者が自ら公表しているなどの特段の事情のない限り、第三者に明らかにしてはならない。

- 6 「通知」とは、書面のほか、口頭により行う場合を含む。
- 7 「意見書」とは、第三者の意思表示は書面によることを要することを示すものである。これは、公文書の公開に反対の意思を表示した場合、第3項に定める効果をもたらす場合があるため、書面により、その事実を明確にしておく必要があるからである。
- 8 「機会を与えることができる」とは、第三者に意見書を提出する機会を与えるかどうかは、実施機関の任意によるものであることを示すものである。

実施機関は、公開決定等を行うに際し、第三者の意見を参考にするものであるが、その意見に拘束されるものではない。

意見書にどのような内容を記載するかについては、第三者の判断に委ねられているが、単に公開に賛成か、反対かを記載するだけでは意見書を提出する意義に乏しく、できる限り実施機関の公開・非公開の判断に資するような情報の提供が望まれる。なお、意見書には、意見の内容を裏付ける資料を添付することができる。

- 9 実施機関が、第三者に対し意見書提出の機会を付与するのは、決定について第三者の意見を参考にする必要がある場合に限られる。

第三者が意見書を提出することができるのは、当該第三者に関する情報の公開・非公開についてであり、公開請求に係る公文書に記録されている他の情報についてまで意見書を提出する権利を有するものではない。

実際の公開請求においては、第三者の意見を参考にする必要がある場合は極めて限られているので、任意で意見書提出の機会を付与することについては慎重な判断を要する。

(第2項関係)

- 1 本項は、第三者に関する情報が記録されている公文書を第6条第1号ハ、第3号ただし書又は第8条

の規定により公開しようとする場合には、当該第三者の権利利益と請求者の権利利益との比較衡量を慎重に行う必要があるため、必ず当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めたものである。

- 2 「当該第三者」とは、公益上の理由による公開でなければ非公開となる情報に係る第三者を指し、公開請求に係る公文書の他の情報に係る第三者は含まない。
- 3 「公文書の表示」以外に通知すべき事項については、第1項の規定による通知事項（①公開請求の年月日、②公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容及び③意見書を提出する場合の提出先及び提出期限）に加え、本項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由がある。
- 4 「書面により通知」とは、本項により、第三者に意見書を提出する機会を与えるときは、書面により確実に行う必要があることを示すものである。
- 5 「機会を与えなければならない」とは、第三者に意見書を提出する機会を与えることを実施機関に義務付けるものである。

なお、第1項による場合と同様、実施機関は、第三者の意見に拘束されるものではない。

- 6 「当該第三者の所在が判明しない場合」とは、実施機関が第三者の所在について相当の調査等を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合をいい、例えば、次のような場合が考えられる。
 - (1) 実施機関に届けられている住所や、法人であれば登記簿に記載された住所に郵送しても不達の場合
 - (2) 第三者が死亡している場合や解散している場合
 - (3) その他所在について相当の調査を行ったが判明しない場合

ただし、第三者の所在が判明している限り、第三者が多数にのぼるということだけでは、本項による意見聴取義務は免除されないことに留意する必要がある。

（第3項関係）

- 1 本項は、意見書提出の機会が与えられ、公開に反対する意見書を提出した第三者が、公開決定について、行政上又は司法上の救済手続を講ずる機会を確保するためのものである。

公文書が一度公開されてしまうと、保護されるべき第三者の権利利益の救済は不可能となることから、公開の実施前に、第三者が公開の決定に対する審査請求又は訴訟を提起することができるようにする必要がある。このため、公開決定をしたときは、反対意見書を提出した第三者に対し、必要な事項を通知するとともに、公開の実施までに一定期間を置くこととした。

なお、行政不服審査法及び行政事件訴訟法上、執行不停止の原則が採られているので、公開決定を争おうとする第三者は、審査請求又は訴訟を提起すると同時に、公開決定処分の執行停止の申立て（行政不服審査法第25条第2項以下、行政事件訴訟法第25条第2項以下）をする必要がある。

また、当該第三者がこの制度を理解せず、執行停止の申立てをしないケースも十分想定できるので、通知に合わせてその旨を説明することが妥当といえる。

- 2 「公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」とは、意見書において、当該第三者が公開を望まない旨の趣旨が明らかであれば足りる。

- 3 第3項を適用する場合を、「前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」に限定したのは、第三者が公開に反対の意思を表示しないときは、当該第三者に対して事前の争訟の機会を確保する必要はないためである。
- 4 「公開決定をするとき」とは、公文書の全部公開の決定に限らず、部分公開の決定をするときも含まれるが、当該第三者に関する情報を非公開とする場合は含まれない。
- 5 「意見書を提出した場合」における提出の時点は、第三者が意見書を郵送に付した時点ではなく、意見書が当該実施機関に到着した時点の意味する。実施機関が指定した期限後に意見書が提出された場合には、本条に基づく手続の対象外となるが、公開決定等の前であれば、当該意見書に記載された情報を考慮に入れることは当然可能である。
- 6 「公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。」とは、第三者が審査請求又は訴訟を提起するのに最低限必要な期間として、公開を実施するまでに2週間以上の期間を確保しなければならないこととするものである。
- 請求者が速やかに公開を受ける権利の保障との関係で、期間を明確化することが適当であると考えられることによるが、「2週間」としたのは、事前に当該第三者の意見を聴いているという事情を踏まえ、訴訟手続における控訴期間を参考にしたものである。個別の事案に応じ、2週間以上の期間を置くことを妨げるものではないが、請求者が速やかに公開を受けられる利益を不当に害することのないよう、第三者の利益と請求者の利益との比較衡量が必要である。
- 7 「公開決定後直ちに」とは、公開決定後即日であることをいう。したがって、請求者に通知すると同時に書面により通知するものとする。
- 8 「その理由」は、第三者に係る情報が非公開情報に該当しないことと判断した理由又は公益上の理由による公開が必要と判断した理由を記載することになるが、公開することとした部分すべてについての理由を記載する必要はなく、当該第三者に係る情報を公開することとした理由のみを記載すれば足りる。
- 9 「公開を実施する日」とは、公開決定の時点では確定日とならないので、公開を実施することが見込まれる日でよい。

第15条 公開の実施

第15条 公文書の公開は、文書、図画及び写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム及び電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

2 実施機関は、公文書の公開をすることにより当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、第7条の規定により公文書の部分公開をするときその他相当の理由があるときは、文書、図画及び写真については当該文書、図画及び写真の写しを閲覧に供し、又はその写しを交付することにより、フィルム及び電磁的記録については実施機関が定める方法により行うことができる。

【趣旨】

本条は、公文書をの全部又は一部を公開する旨決定した場合における公文書の具体的な公開の実施の方法を定めたものである。

【解釈・運用】

（第1項関係）

- 1 「文書、図画及び写真」という視覚によって直接その内容を確認できる公文書については、公文書そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する「写しの交付」を公開の方法とした。
- 2 「電磁的記録」の公開方法については、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算機処理に係る情報については再生用機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的・専門的な問題等を前提としつつ、請求者の便宜を考慮し、できる限りその要望にこたえる必要があることから、実施機関が定めることとしたものである。

「実施機関が定める方法」について、規則第5条第1項において、次の内容が定められている。

（1）フィルム

専用機器を用いて映写したもの若しくは用紙等に印刷し、若しくは印画した物の閲覧又は用紙等に印刷し、若しくは印画した物の交付

（2）実施機関が保有する専用機器及びプログラムを用いて用紙に出力することができる電磁的記録

当該電磁的記録を実施機関が保有する専用機器及びプログラムを用いて、用紙に出力した物若しくは再生したものの閲覧若しくは視聴又は用紙に出力した物の写しの交付

（3）実施機関が保有する専用機器及びプログラムを用いて用紙に出力することができない電磁的記録

当該電磁的記録を実施機関が保有する専用機器及びプログラムを用いて再生したものの閲覧、聴取又は視聴

（第2項関係）

- 1 「当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがある」とは、公文書の使用頻度が高く、又はその形態、形状から、原本を閲覧に供することにより、当該公文書の保存に支障が生ずる蓋然

性が高い場合をいう。

2 「その他相当の理由があるとき」とは、具体的には、次のような場合をいう。

- (1) 公開請求に係る公文書の一部を公開する場合、公文書が日常業務に頻繁に使用されている台帳等の文書で、原本を公開することにより、日常業務に支障が生ずる場合
- (2) 歴史的・文化的価値ある公文書で慎重な取り扱いを要する場合
- (3) その他公文書の管理上、公文書の写しをもって原本の公開に代えることについて合理的な理由がある場合

第16条 他の制度との調整

- 第16条** 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第1項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 法令又は他の条例に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、法令又は他の条例の規定により公文書の公開の手続が定められている場合における当該公文書の公開は、当該法令又は条例によることとし、この条例を適用しないことを定めたものである。

【解釈・運用】

（第1項関係）

- 1 「法令又は他の条例」とは、第6条第1号ただし書イの「法令又は条例」と同義である。
本条の調整措置の対象となる規定は、何人にも公開することとされているものであつて、ただし書により一定の場合には公開しない旨の定めがないものに限られる。
- 2 「何人にも」とは、本条の調整措置の対象となる規定は、公文書が「何人にも」公開することとされているものに限るものである。公文書が本人、利害関係人等特定の者に対して公開することとされている規定については、この条例が並行的に適用されることとなり、この条例に基づき、これらの公文書の公開請求があつた場合には、当該規定の趣旨を考慮しつつ、当該公文書が第6条各号の非公開情報に該当するか否かを個別に判断することとなる。
- 3 公開請求に係る「公文書」としたのは、他の法令の規定において、実施機関以外の国、他の地方公共団体その他法人等が何人にも「文書」を公開することとされている場合を含まない趣旨である。
- 4 「前条第1項に規定する方法と同一の方法」とは、法令又は他の条例の規定による公開の方法が第15条第1項に規定する公開の方法（文書、図画及び写真については閲覧又は写しの交付、フィルム及び電磁的記録については実施機関が定める方法）と同一である場合に限って、当該同一の方法による公開をしないこととするものである。
例えば、法令又は他の条例において閲覧の方法による公開が規定されている場合、閲覧の方法による公開については、この条例では行わず、法令又は他の条例によることとなり、写しの交付その他の方法による公開については、この条例に基づき、公開請求を行い、公開決定があれば、第15条第1項の規定により写しの交付その他の方法による公開をすることとなる。
- 5 「公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る」とは、法令又は他の条例の規定による公開規定の中には、公開の期間が定められているものがあり、この場合には、当該期間に限り、

本項による調整措置の対象となるものである。

すなわち、当該期間内においては、法令又は他の条例の規定に定める公開の方法が第15条第1項に規定する公開の方法と同一の方法である場合には、この条例では当該同一の方法による公開を行わない。当該期間の前後においては、法令又は他の条例の規定に公開の定めがないことから、この条例に基づく公開請求を行い、非公開情報に該当するか否かの判断を行った上で、公開決定があった場合には、公開を実施することとなる。

- 6 「当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるとき」とは、法令又は他の条例において、何人にも公文書を公開することとされてはいるものの、例えば、「…正当な理由がなければこれを拒むことはできない」、「…おそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」、「…がなければ、これを拒むことができない」（例 河川法第12条第4項、更生保護法第97条第2項）とされているなど、一定の場合に公開をしない旨の定めがあるときは、この条例に基づき公開請求をした場合の公開の範囲と必ずしも同一にはならないことから、本項の調整措置の対象とならない。

（第2項関係）

「縦覧」は、第15条第1項において、公開の方法として規定されていないが、個々人に公文書の内容が明らかに分かるように示し、見せるものであり、閲覧と同視される公開の形態であることから、法令又は他の条例の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、第15条第1項の閲覧とみなして、この条例では、閲覧の方法による公開は行わないこととするものである。

（その他）

本条の調整措置の対象となる、法令又は他の条例で閲覧の手続等を定めているものは、例えば、次のとおりである。

1 閲覧又は縦覧に供する旨を定めているもの

- (1) 特定非営利活動促進法第29条第2項及び第44条第3項に基づく特定非営利法人の提供資料の閲覧
- (2) 貸金業の規制等に関する法律第9条に基づく貸金業者登録簿の閲覧
- (3) 旅行業法第21条に基づく旅行業者登録簿の閲覧
- (4) 農業振興地域の整備に関する法律第12条第2項に基づく農業振興地域整備計画の縦覧
- (5) 森林法第39条の2第2項に基づく保安林台帳の閲覧
- (6) 建設業法第13条に基づく建築業許可申請書等の閲覧
- (7) 道路法第28条第3項に基づく道路台帳の閲覧
- (8) 地すべり等防止法第26条第2項に基づく地すべり防止区域台帳の閲覧
- (9) 建築基準法第86条第8項に基づく複数建築物に対する制限の特例に関する認定計画の縦覧
- (10) 建築基準法第93条の2に基づく確認申請書に関する図書の閲覧
- (11) 建築士法第23条の8に基づく建築事務所登録簿の閲覧
- (12) 医療法第52条第2項に基づく医療法人の事業報告書の閲覧
- (13) 測量法第55条の12第1項に基づく登録簿の閲覧

- (14) 宅地建物取引業法第10条に基づく宅地建物取引業者名簿の閲覧
- (15) 不動産の鑑定評価に関する法律第31条第1項に基づく不動産鑑定業者登録簿の閲覧
- (16) 都市計画法第20条第2項に基づく都市計画図書の縦覧
- (17) 土地改良法第8条第6項に基づく土地改良事業計画書等の写しの縦覧
- (18) 道路法施行規則第1条第2項に基づく県道の路線認定図面等の縦覧

2 閲覧等の対象者を限定しているもの

- (1) 公害等紛争処理法施行令第15条の3に基づく公害審査会の事件記録の閲覧（当事者）
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の11第3項に基づく産業廃棄物及び一般廃棄物最終処理場埋立処分終了届出台帳の閲覧（関係人）
- (3) 土地区画整理法第84条第2項に基づく土地区画整理事業関係簿書の閲覧（利害関係人）
- (4) 労働委員会規則第41条の7第9項に基づく審問調書の閲覧（当事者又は関係人）

3 閲覧等の期間を限定しているもの

- (1) 特定非営利活動促進法第10条第2項、第25条第5項及び第34条第5項に基づく特定非営利法人の設立、定款変更及び合併の認証に係る書類の閲覧（2月間）
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項及び第15条の2の5第2項に基づく産業廃棄物処理施設（焼却施設及び最終処分場）の設置許可申請書及び生活環境影響調査書の縦覧（1月間）
- (3) 土地改良法第52条の2第4項及び第89条の2第4項に基づく換地計画書の写し・同法第8条第6項及び第87条第5項による土地改良事業計画書等の写しの縦覧（20日間以上）
- (4) 森林法第6条第1項に基づく地域森林計画案の縦覧（30日間）
- (5) 都市計画法第17条第1項に基づく都市計画の案の縦覧（2週間）
- (6) 環境影響評価法第7条、第16条及び第27条に基づく環境影響評価方法書・同準備書・同評価書の縦覧（1月間）
- (7) 道路法第18条第1項及び同条第2項に基づく道路地域を表示した図面、道路の使用を開始又は廃止する区域を表示した図面の縦覧（1月間）
- (8) 公職選挙法第192条第4項に基づく選挙運動に関する収入及び支出の報告書（領収書等の写しを除く。）の閲覧（3年間）
- (9) 政治資金規正法第20条の2第2項に基づく政治団体の収支報告書（領収書等の写しを除く。）の閲覧（3年間）
- (10) 政党助成法第32条第5項に基づく政党の支部報告書等の閲覧（5年間）
- (11) 地価公示法第7条第2項に基づく地価公示（3年間）

4 謄本又は抄本の交付

- (1) 電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条に基づく電気工事業者登録簿の謄本の交付
- (2) 都市計画法第47条第5項に基づく開発登録簿の写しの交付

なお、上記2件については、閲覧の手続も定められている。

第17条 費用負担

第17条 公文書の公開の請求をして、当該公文書（第15条第2項に規定する公文書の写しを含む。）の写しその他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、公文書の写しその他の物品の供与を受けるものは、公文書の写しの交付及びその送付等、供与に要する費用を負担することを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「その他物品の供与」とは、電磁的記録等を複製した複製物を供与することをいう。
- 2 「供与に要する費用」とは、公文書等の複製に要する経費及び文書等の写しの送付に要する郵送料をいう。
また、電磁的記録等については、その複製物等の作成に要する経費及び当該物品を送付に要する郵送料をいう。
- 3 審査請求に係る公開決定等について、文書等の写しの交付により公開の実施を行うときに、審査請求についての裁決の結果、公開範囲が拡大した場合には、当初写しを交付した分の写しの交付に要する費用については、求めないものとする。
- 4 公文書等の閲覧及び視聴に要する費用は、徴収しない。

第17条の2 県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求

第17条の2 県が設立した地方独立行政法人がした公開決定等又は当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

【趣旨】

本条は、県が設立した地方独立行政法人がした公開決定等又は当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について、審査請求をすることができることを確認的に定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 この条例では、県が設立した地方独立法人を条例の実施機関とし、県が設立した地方独立行政法人に公開請求に係る処分権限を付与している。したがって、県が設立した独立行政法人がした公開決定等は審査請求の対象となる行政庁の処分である。また、公開請求に係る不作為は、この条例により一定期間内に行わなければならない行政庁の処分を行わないものであり、審査請求の対象となるものである。
- 2 「当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる」とは、県が設立した地方独立行政法人が行った公開決定等又は当該独立行政法人に対する公開請求に係る不作為については、処分庁である当該地方独立行政法人に対して審査請求をすることになる。

第17条の3 審理員による審理手続に関する規定の適用除外

第17条の3 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求は、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）において審理するため、行政不服審査法の審理員による審理手続に関する規定を適用除外とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 情報公開請求に対する公開決定等又は情報公開請求に対する不作為に係る審査請求については、国と同様に審査会において審理するため、行政不服審査法第9条第1項ただし書に基づく特例を定めたものである。
- 2 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する行政不服審査法第29条第2項の弁明書の提出要求や同法第30条1項の反論書の提出依頼等については、適用除外とならないことから、審査庁が行うこととなる。

第18条 審査請求があった場合の手続

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、岐阜県情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この条及び第二十条において同じ。）
 - (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）
- 4 諮問庁は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行うものとする。

【趣旨】

本条は、実施機関が行った公開決定等又は公開請求に係る不作為について、審査請求があった場合における手続を定めたものである。

【解釈・運用】

（第1項関係）

- 1 本項は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について、審査請求があった場合には、当該審査請求が不適法である場合等を除き、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関に対し、審査会に諮問しなければならないことを定めたものである。
- 2 「公開決定等」とは、第12条に基づく決定をいう。公開決定等は、行政不服審査法に規定する「処分」に当たるため、公開決定等について不服がある者は、同法に基づき、審査請求をすることができる。

ただし、警察法（昭和29年法律第162号）第38条第3項の規定により公安委員会が都道府県警察を管理するものであるから、警察本部長の決定については、上級行政庁である公安委員会に対する審査請求となる。

- 3 「公開請求に係る不作為」とは、条例第5条の規定による公開請求について、一定期間内（原則、請求書の提出があった日から15日以内）に行わなければならない行政庁の処分を行わないものをいう。
- 4 「審査請求があったとき」とは、実施機関が行った公開決定等に対し、請求者が審査請求を行った場合のほか、当該決定について利害関係を有する第三者が審査請求を行った場合をいう。
- なお、公開請求に係る不作為について審査請求があった場合も審査会への諮問の対象である。
- また、第三者から審査請求があった場合における公開決定の執行停止については、行政不服審査法に基づく手続によるものである（行政不服審査法第25条第2項以下参照）。
- 5 「裁決」とは、ある法律関係につき、既に行われた行政処分に対し不服がある者があることによって、これの再審査が争訟の形式で行われる場合であって、これに対し、一定の行政庁が原処分の全部若しくは一部の取消し若しくは容認、棄却又は却下の処分をすることをいう。
- 6 「不適法であり、却下するとき」とは、行政不服審査法第45条第1項に基づき却下する場合をいう。第1号は、審査請求が不適法であり、却下する場合においては、審査会の審議を経るまでもなく客観的に判断できるものであるもので、諮問を要しないこととしている。
- 本号に該当するものとしては、次のような場合がある。
- (1) 審査請求が審査請求期間（原則として「処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内」。行政不服審査法第18条参照。）の経過後にされたものであるとき
 - (2) 審査請求をすべき実施機関を誤ったものであるとき
 - (3) 審査請求適格のない者からの審査請求であるとき
 - (4) 存在しない公開決定等又は存在しない公開請求についての審査請求であるとき
 - (5) 審査請求書の記載の不備等について、補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求であるとき（行政不服審査法第23条参照）
- なお、例えば、公開請求書に形式的な不備がある場合や公開請求の対象文書が公文書に該当しない場合に、実施機関が不適法な公開請求に当たるとして非公開決定をしても、審査請求は可能であり、本条第1項第1号又は第2号に該当しない限り、審査会への諮問が必要となる。
- 7 「公開決定等…を取り消し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき」とは、非公開とした判断が違法又は不当であり、公開が相当であることを理由として、公開決定等を取り消し、公開決定等する場合をいう。
- 8 「公開決定等…を変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき」とは、裁決で、原処分を公開する旨の決定に変更する場合をいう。
- 9 「審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき」とは、請求者が非公開とされた公文書のうち一部についてのみ審査請求をした場合には、当該部分の全てについて公開することとなる場合をいう。審査請求人が非公開を争わなかった部分については、対象とならない。
- 10 「当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く」とは、当該公開決定等について反対意見書が提出されている場合は、公文書の全部を公開することにより、意見書を提出した第三者の権利利益を害するおそれがあることから、審査会に諮問することとしたものである。

(第2項関係)

- 1 本項は、実施機関が審査会に対し諮問をした場合は、説明責任の観点から、審査請求人等の関係者に対し、諮問をした旨を通知することを定めたものである。
- 2 「諮問をした旨を通知しなければならない」とは、審査会に諮問した実施機関に対し、諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知することを義務付けたものである。反対意見書を提出した第三者には、この通知により、参加人になる機会を保障することとなる。
- 3 「審査請求」とは、公開決定等に対する審査請求をした者をいう。
- 4 「参加人」とは、行政不服審査法第13条の規定に基づき、処分庁若しくは審査庁の許可を得て、又は処分庁又は審査庁の求めに応じ、当該不服審査手続に参加人として参加した者をいう。
- 5 第2号は、第三者から審査請求があった場合を想定したものである。請求者が既に参加人として参加している場合は、第1号により通知されることになるが、まだ参加していない場合に、参加の機会を与えることを目的とするものである。
- 6 第3号は、審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者に参加人として参加する機会を与えることを目的とするものである。

なお、例えば、実施機関が第三者に意見書提出の機会を与えることなく非公開決定を行った場合のように、公開に反対の意思を有するが反対意見書を提出する機会が与えられなかった第三者が存在することも考えられるが、実施機関が当該第三者の存在を把握しているときは、行政不服審査法第13条第2項に基づき、当該第三者に参加人として参加することを求めることが適当であると考えられる。

(第3項関係)

- 1 本項は、第三者からなされた審査請求に対する裁決を行う場合等において、当該第三者が争訟提起の機会を確保するために定めたものである。
- 2 実施機関は、本項各号のいずれかに該当する場合には、第14条第3項と同様に、当該裁決の日と公開を実施する日との間に2週間以上の期間を置かねばならず、また、裁決後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、裁決をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

第14条第3項中「公開決定の日」とあるのは「裁決の日」と読み替えられることになるが、裁決は、審査請求人に送達することによってその効力を生ずる（行政不服審査法第51条）ので、当該「裁決の日」は、審査請求人に送達された日と解される。

(第1号関係)

本号は、公開決定の取消しを求める第三者からの審査請求について、却下又は棄却する場合を指す。

処分の取消しの審査請求は、違法又は不当な行政処分により直接に自己の権利利益を侵害された者ができるものと解されており、公開決定に直接の利害関係を有しない第三者からの審査請求は不適法であり、却下されることになるが、当該利害関係の有無は、最終的には訴訟において判断される余地を確保すべきであり、本号では、審査請求適格を有しないことを理由とした却下も対象としたものである。

(第2号関係)

- 1 本号は、審査請求を受けた実施機関が、公文書の全部又は一部の非公開決定について、当該審査請求に参加している第三者の意に反して公開することとする場合を指す。
- 2 「審査請求に係る公開決定等」とは、第1項第2号において定義されているとおり、全部を公開する旨の決定を除いたものである。
- 3 「公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決」とは、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づき、原処分を公開決定に変更する裁決を指す。当該公文書の一部についてのみ公開することとし、その他の部分は非公開のままとする裁決を含むが、この場合は、当該公開する部分について第三者が反対の意思を表示している場合である。
- 4 「第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合」とは、第三者が参加人として、審査請求手続において、審査庁又は審査会に対し、公文書の公開に反対の旨の口頭意見陳述又は意見書の提出を行っている場合を意味する。原処分を行う過程で、第三者が反対意見書を提出している場合であっても、第2項の規定により諮問した旨の通知が行われたにもかかわらず、当該第三者が参加人として参加していないときは、本項の適用はない。
- 5 本号が適用されるのは、第三者が審査請求手続において公開に反対している場合に限られ、第14条第3項の規定により反対意見書を提出した第三者が、当然に本号の規定により保護されるわけではない。これは次の理由によるものである。
 - (1) 反対意見書を提出した第三者が審査請求を提起した場合であれば、本項第1号が適用されること
 - (2) 請求者が審査請求を提起した場合は、反対意見書を提出した第三者は、第2項の規定により諮問をした旨の通知がなされるので、参加人として参加し、審査請求手続において反対の意思を表示する機会が保障されている。仮に、当該第三者が参加しないのであれば、権利行使の機会を放棄したものであって、それ以上の手続的保障を与える必要はないと考えられること
- 6 公開決定等が裁決により取り消された場合は、実施機関が行う再度の公開請求に対する公開決定等については、第14条第3項が直接適用されることになる。
- 7 原処分が行われる際に反対意見書を提出せず、その後の審査請求手続において参加人となり初めて反対の意思を表示した第三者には、第14条第3項の規定は直接適用されないが、このような第三者についても、本項の趣旨にかんがみ、第14条第3項の手続に準じた取扱いをすることが適当である。

(第4項関係)

- 1 本項は、諮問をした実施機関に対し、諮問に対する答申があったときは、審査会の答申を尊重して審査請求に係る裁決を行うことを定めたものである。
- 2 「これを尊重して」とは、審査会は、第19条の規定により知事の附属機関として設置するものであり、その性格上決定権を有せず、判断内容には法的拘束力が生じないものであるが、この審査会は、実質上の救済機関として機能するよう設置されたものであることにかんがみ、実施機関は、その答申を尊重して審査請求に対する裁決を行うという意味である。

第19条 岐阜県情報公開審査会

第19条 前条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議させるため、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する審査を行うほか、公文書の公開及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項について実施機関に建議することができる。
- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【趣旨】

- 1 本条は、前条に規定する諮問に応じて審議し、また、その審議を通じて情報公開に関する事項について実施機関に意見を述べるため、知事の諮問機関として、審査会を設置することを定めたものである。
- 2 本条は、第三者的機関である審査会が、公開決定等の当否について審議し、併せてその審議を通じて情報公開制度の改善や情報公開の総合的な推進を図るために必要な事項について、実施機関に意見を述べることにより、この条例の公正かつ民主的な運営を確保する趣旨である。

【解釈・運用】

- 1 審査会は、知事の附属機関（地方自治法第138条の4第3項）として設置するものであるが、知事以外の実施機関からの諮問等に対しても審査を行うものである。
- 2 「公文書の公開及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項」とは、情報公開制度の基本的な事項の改正、制度運用上の基本的な改善、情報公開の総合的推進を図る必要な事項等をいう。
- 3 「職務上知り得た秘密」とは、委員が審査請求等の調査審議に際して知り得た、公開することのできない公文書の内容等をいう。
- 4 審査会の委員は、特別職の公務員（地方公務員法第3条第3項第2号）であり、地方公務員法上の守秘義務を負わないものであるが、審査会には、この条例の規定により、審査請求の対象となっている公開決定等に係る公文書を直接見聞し調査審議を行う権限が認められていること等にかんがみ、第7項は、審査会の委員に対し守秘義務を課すこととしている。

第20条 審査会の調査権限等

- 第20条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。
- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒むことができない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。
ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 7 審査会は、第三項、第四項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 8 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 9 審査会は、第七項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 10 審査会は、第八項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 11 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。
- 12 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

【趣旨】

本条は、審査会の調査権限、審査請求人等の意見書の提出など、審査会が審査請求について調査審議を行うために必要な手続について定めたものである。

【解釈・運用】

（第1項関係）

- 1 本項は、実施機関の行った公開決定等の判断が妥当かどうか、非公開情報が当該公文書に記載されているかなどを確認するため、公開決定等の判断がなされた公文書を審査会が直接見ることができるインカメラ審理の権限を審査会に認めたものである。
- 2 「必要があると認めるとき」とは、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の性質等に照らし、審査会が当該公文書を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、当該公文書を審査会に提示することにより生ずる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要と認められる場合をいう。

通常の場合には、審査会は、適切な判断を行うために必要であることから、公文書を直接見分した上で判断することとなると考えられるが、係争の文書等に記載されている情報には、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法についてその情報交換の当事者以外には知らせるべきでないものなど、特別の考慮を払う必要があるものがあり得る。このような情報が問題となっている場合には、審査会は、諮問庁から必要な説明を聴き、当該公文書を提出することによって生ずる支障の内容及び程度を的確に把握し、また、他に規定する方法による調査を十分行った上で、当該公文書の提出を求める必要性について判断することとなる。

- 3 「公文書の提示を求めることができる」とは、合議体を構成する委員に、公文書を直接見せるよう求める権限を意味する。この場合、審査会に提出させて保管することまでの権限を与えるものではないが、実施機関の判断により、提出することも可能である。
- 4 「何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない」とは、審査会に提出された公文書は、まさにその公開の可否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであるから、委員以外の者がこれを閲覧することが不適切である。このため、何人も、審査会に対して、当該公文書の公開を求めることができないことを明記したものである。

（第2項関係）

公文書によっては、その提出を求める否かについて慎重に検討を行った上で判断しなければならない場合がある。しかし、その検討の結果、審査会が提出を求めることとしたのであれば、当該公文書の見分は事案を適切に判断する上で不可欠であるということである。このため、諮問庁は、審査会が「必要があると認めるとき」には、その提出の求めを拒むことができないことを確認的に規定している。

（第3項関係）

- 1 本項は、審査会が諮問庁に対して一定の方式により分類又は整理した資料を作成し、提出する

よう求めることができることを定めたものである。

- 2 「公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料」とは、一般にヴォーン・インデックスと呼ばれるものを指す。

審査会の審議に際し、特に、審査請求のあった公開決定等に係る公文書又は情報の量が多く、複数の非公開情報の規定が複雑に係る事案にあつては、非公開情報と非公開の理由とを一定の方式で分類・整理した書類（ヴォーン・インデックス）を諮問庁に作成させ、その説明を聴くことが、事案の概要と争点を明確にし、非公開（特に部分的な非公開）とすることの適否を迅速かつ適正に判断する上で、有効かつ適切である。

- 3 「審査会の指定する方法」とは、公文書には種々のものがあることから、あらかじめ方式を指定するのではなく、個々の事案に即した最も適切な方式を審査会が指定するということである。

- 4 本項は、公開決定等に係る公文書自体の提示を求めるものではないので、第1項の場合のような厳格に判断するものではない。公開決定等に係る公文書の提示の要否を即断できない場合において、ヴォーン・インデックス等による調査を十分に行った上で、なおインカメラ審理が必要か否かが判断されることとなる。

ヴォーン・インデックスを求める時期、特に公文書を実際に見聞することとの前後関係等については、事案に即して判断されるべきである。

また、第1項と異なり、審査会の要求に対する諮問庁の要求拒否が禁じられていないが、このことは、諮問庁が要求を拒否できることを意味するものではない。審査会が調査審議を迅速かつ適切に進めるために必要であると認めるときには、諮問庁は、当然にこれに応じなければならない。

（第4項関係）

- 1 本項は、調査審議に必要な情報を入手できるよう、審査会は、審査請求人等の審査会に対する意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めること等ができることを定めたものである。
- 2 「適当と認める者」とは、行政不服審査法第34条の「参考人」に相当するものであり、当該事案の直接の利害関係人ではない第三者をいう。ただし、行政不服審査法では審理員（審査庁）がこの第三者を選ぶのに対し、本項では、審査会が選ぶ点で異なっている。
- 3 「その知っている事実」とは、参考人自らが直接見分した事実をいい、その者の持つ意見ではない。
- 4 「鑑定」とは、特別の学識経験によつてのみ知り得る法則その他の専門的知識等、あるいは事案にその法則を当てはめて得た結論をいう。
- 5 「その他必要な調査」とは、例えば、諮問庁に対する口頭での説明要求のほか、物件の提出要求（行政不服審査法第33条）、検証（同法第35条）、審理関係人への質問（同法第36条）がある。

（第5項関係）

- 1 本項は、審議会は、審査請求人等から申立てがあつたときは口頭で意見を述べる機会をあたえなければならないことを定めたものである。

- 2 審査会の調査審議は、その取り扱う事案の性質に照らし、また、簡易迅速な権利利益の救済を確保するため、職権に基づき、書面を中心に行うことを原則としている。本項は、この書面主義の原則の例外として、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に主張する機会を十分に与えるようにするため、審査請求人等が審査会に対して口頭意見陳述の機会を求めることができることを定めたものであり、行政不服審査法第31条第1項本文と同様の趣旨によるものである。

本項では、行政不服審査法第31条と異なり、審査請求人・参加人のみならず、諮問庁にも意見陳述の機会を与えることとしている。（本項以降の規定においても、基本的に、諮問庁を審査請求人・参加人と同列に扱っている。）

なお、行政不服審査法第31条における口頭意見陳述については、関係者全員を招集して行われ、審査請求人は、処分庁に対し質問することができるとされているが、情報公開制度においては、このような審査請求人の質問権は、認められておらず、国においても同様である。

- 3 「審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない」とは、審査会は、申立てがあったときは、必ず意見陳述の機会を与える義務を負うものではなく、審査請求人等の意見を全面的に認めるときや、同一の公文書の公開・非公開の判断の先例が確立しているときなど、事案の迅速な解決と審査会全体の調査審議の効率性の確保の観点から、改めて当該審査請求人等の意見を聴く必要はないとする趣旨である。

（第6項関係）

- 1 本項は、審査請求人等の権利利益の保護と審査会の適正な審議の実現のため、審査請求人等が審査会に対して意見書又は資料を提出できることを定めたものである。
- 2 「意見書」とは、事案についての審査請求人等の意見を記録した文書、「資料」とは、口頭による意見陳述又は意見書の内容を裏付ける文書その他の物をいう。
- 3 意見書又は資料の提出時期については、いつ提出してもよいということでは調査審議が遅れることになりかねないため、行政不服審査法と同様に、調査審議の遅延防止の観点から、審査会が意見書等の提出期限を定めたときには、その期限内に提出しなければならないとしている。
- 4 「相当な期間」とは、審査請求人等が、意見書又は資料を準備し、提出するために社会通念上必要と認められる期間をいう。

（第7項関係）

- 1 本項は、諮問庁から審査会に提出された意見書又は資料は、審査請求人等の弁明・反論のため参考となる場合が多く、また、審査会における公平な審議にも資することから、原則として当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付することを定めたものである。
- 2 「電磁的記録」とは、ある情報を電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式によって、記録されたものであって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

具体的には、磁気ディスク（ハードディスク等）、光ディスク（CD、DVD等）、光磁気ディスク（MO等）、フラッシュメモリ（USBメモリ等）に記録されたものをいう。

なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報や、ハードディスク上に一時的に作成されるテンポラリファイルは含まれない。

また、条例第2条及び第15条の電磁的記録とは異なり、磁気テープ（録音テープ、ビデオテープ等）は、本項における電磁的記録には含まれない。

- 3 「審査会に提出された意見書又は資料」とは、第3項の規定により審査会が諮問庁に作成及び提出を求めた「資料」、第4項の規定により審査会が審査請求人等に提出を求めた「意見書又は資料」及び第6項の規定により審査請求人等が提出した「意見書又は資料」をいう。

なお、仮に公開決定等に係る公文書が提出されていても、当該公文書はその公開の是非が争われているのであり、審査会の調査審議手続において当該公文書の閲覧を求めることができないのは当然である。

- 4 「第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるとき」とは、対象とする意見書又は資料の中に、第三者の個人情報が含まれている場合や、閲覧により、行政機関が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれている場合などが該当する。これらの情報は、個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号に規定する不開示情報に該当するものでもある。

（第8項関係）

- 1 本項は、審査請求人等に、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求める権利を与える趣旨である。
- 2 「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるとき」とは、対象とする意見書又は資料の中に、第三者の個人情報が含まれている場合や、閲覧により、行政機関が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれている場合などが該当する。これらの情報は、条例第6条各号に規定する非公開事由に該当するものでもある。

また、この項に基づく閲覧は、条例第7条の部分公開を前提とするものではないが、一部の情報を区分して除く必要があることをもって直ちに閲覧を拒むことができる正当な理由に当たるものではなく、審理手続の遂行への支障等の個別の事情を踏まえて判断する必要があると考えられる。

- 3 本項に基づく閲覧の求めが、審査請求人等が審査会の審理において適切に主張・立証することができるよう、その手続的権利を保障する観点から、審理手続に必要な範囲で認められる趣旨を反映したものである。

したがって、答申後は、閲覧を求めることができない。

（第9項関係）

- 1 「当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。」とは、審査会は、意見書等を提出した審査請求人等に対し、閲覧の求めに対する判断について、意見を聴かなければならないこととするものである。

この意見聴取は、あくまで、閲覧又は交付を拒む正当な理由があるか否かについて、審査会が適切に判断できるようにするために行うものであり、審査会は、閲覧の求めに対する判断に際し、審査請求人等の意見に拘束されるものではない。

- 2 「審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。」とは、閲覧を拒む正当な理由がないことが明らかである場合など、意見を聴くまでもなく、閲覧の求めに対する判断が可能であり、審査会がその必要がないと認めるときは、意見を聴かなくてもよいこととするものである。

(第10項関係)

閲覧についての日時及び場所の指定については、社会通念上、合理的な日時及び場所が指定されるべきであり、具体的な事案に応じて審査会が判断することになる。

(第11項関係)

- 1 本項は、審査会の調査審議の手続を非公開とすることを定めたものである。
- 2 審査会の調査審議は、公文書の公開・非公開の適否に関して行われるものであり、特に、その手段としてインカメラ審理手続も採用されている、このような調査審議の手続は、公開すると非公開情報が公になるおそれもあり適当ではないため、非公開としている。また、このような理由から、審査会の調査審議は、審査請求人、諮問庁の担当者等の出席の下に審議を進める公開の対審ではなく、書面審理を中心として行うこととしている。

なお、審査会の説明責任は、答申の内容の公表を通じて担保されるものである。

(第12項関係)

本項は、審査請求人及び参加人は事案の関係者であることに加え、答申書は裁決不服があるときに訴訟を行う際の資料としても必要であると考えられることから、両者に答申書の写しを送付することを定めたものである。

なお、答申は諮問庁に対してなされるものであり、答申書は当然に諮問庁に送付される。

第21条 規則への委任

第21条 前2条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

【趣旨】

本条は、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めることとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「審査会の組織及び運営に関し必要な事項」とは、会長の選任、会議の定足数、議決方法等に関することをいう。
- 2 「規則」とは、具体的には、岐阜県情報公開審査会規則（平成7年岐阜県規則第7号）をいう。

第3章 情報公開の総合的な推進

第22条 情報公開の総合的な推進

第22条 県は、前章に定める公文書の公開のほか、情報提供施策及び情報収集活動の充実を図り、県政に関する正確で分かりやすい情報を県民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、情報公開の総合的な推進に関する県の基本的な責務について定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「情報提供施策」とは、広報紙の発行、インターネットのホームページ開設、行政資料の刊行、報道機関への情報提供など、請求によらずに、県がその保有する情報を任意に県民に提供する施策をいう。
- 2 「情報公開の総合的な推進」とは、県民の請求に応じて公文書の公開を行う公文書公開制度を確立するとともに、県が自ら積極的に、又は県民の求めに応じてその保有する情報を県民に提供する情報提供施策の充実を図る等、県の保有する情報を県民に総合的に提供するように努めることをいう。

第23条 情報提供施策の充実

第23条 県は、報道機関への情報の提供及び広報誌その他の手段による広報の充実を図り、広報活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、一般に周知することを目的として作成し、又は収集した刊行物その他の資料について、その閲覧等のための施設の充実及び目録の整備に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、情報公開の総合的な推進を図るための情報提供施策の拡充について定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「報道機関への情報の提供及び広報誌その他の手段による広報の充実を図り」とは、テレビ・ラジオ、新聞、インターネット等を通じ、広報活動の量的充実、質的な向上に努めることをいう。
- 2 「一般に周知することを目的として作成し、又は収集した刊行物その他の資料」とは、県民等に周知するために、県が作成した統計書、白書類、調査・報告書、答申書、リーフレット等の印刷物及び取得した印刷物等で、県民に周知することが適当と判断されるものをいう。

第24条 情報収集活動の充実

第24条 県は、県民が必要とする情報を的確に把握するため、広聴活動その他の情報収集活動の充実に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県政に関し、県民が必要としている情報を的確に把握できるよう、情報収集活動の充実に努めること定めたものである。

【解釈・運用】

「広聴活動その他の情報収集活動」とは、県民がどのような行政情報を必要としているかを予め十分に把握し、より効果的な情報提供施策に結び付けていく等のため、県政についての要望、意見、提言等の情報を県民から幅広く収集することをいう。

第25条 出資法人等の情報公開

第25条 県が出資その他の財政支援等を行う法人であって、その性格及び業務内容を勘案し県の事務と密接な関係を有するとして知事が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、出資法人等の保有する情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、出資等の公共性にかんがみ、県が出資その他の財政支援等を行う法人であって、知事が定める「出資法人等」は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うよう努めるとともに、県は、出資法人等に対し、情報公開を進めるよう指導に努めなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

（第1項関係）

- 1 出資法人等は、県とは別個の独立した法人であるため、条例上の実施機関とすることは困難であるが、県が出資その他の財政上の援助等を行っており、その保有する情報の公開を進めていく必要があることから、出資法人等の設立趣旨や自律性に配慮しつつ、出資法人等が自主的に情報公開に努める責務について定める一方、県に対しては、出資法人等の情報公開について指導する責務を課すこととしたものである。
- 2 「県が出資その他の財政支援等を行う法人」とは、県が出資する法人その他財政的援助、人的支援等を与える法人をいう。
- 3 「その性格及び業務内容を勘案し県の事務と密接な関係を有する」とは、業務内容が県行政と密接な関連を有していること、県行政の補完的・代行的機能を果たしていること、実施機関に準ずる公共性・公益性が認められることをいう。
- 4 「知事が定めるもの」とは、知事が別途告示するものをいう。
- 5 「この条例の趣旨にのっとり」とは、条例の個別の規定を前提とするものではなく、条例の趣旨、すなわち条例全体の規定及び考え方にのっとり、出資法人等が必要な措置を講ずるよう期待する趣旨である。
- 6 「その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずる」とは、出資法人等が、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等の情報公開に関する内部規程等を設けるなど、その保有する情報を自主的に公開するための制度を整えることをいう。

（第2項関係）

「情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずる」とは、出資法人等の情報公開を推進するため、県が、当該出資法人等に対して標準的な規程を示すなどして指導、助言等を行うなどの措置を行うことをいう。

第25条の2 指定管理者の情報公開

第25条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により県の公の施設の管理を行う指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、指定管理者において前項に規定する情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、公の施設の管理の公共性にかんがみ、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき県の公の施設の管理を行う指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うよう努めるとともに、県は、指定管理者に対し、情報公開を進めるよう指導に努めなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 指定管理者は、県と別個の独立した法人その他の団体であるが、県に代わって公の施設の管理を行うものであり、その保有する、当該公の施設の管理に関する情報の公開を進めていく必要があることから、指定管理者制度の趣旨や指定管理者の自律性に配慮しつつ、指定管理者が自主的に情報公開に努める責務について定める一方、県に対しては、指定管理者の情報公開について指導する責務を課すこととしたものである。
- 2 「当該指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報」とは、公の施設に関して指定管理者の役職員が職務上作成し、又は取得した文書等で、当該役職員が組織的に用いるものとして指定管理者が保有しているものをいい、具体的には、公の施設の利用者数など公の施設の利用に関する情報、公の施設の管理についての事業計画に関する情報などがあげられる。指定管理者は、公の施設の管理を代行するという側面に関して県とかかわりを持つため、情報公開の推進を必要とする情報の範囲も、公の施設の管理の範囲に限定されることとなる。
- 3 「当該指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずる」とは、指定管理者が、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の情報公開に関する内部規程等を設けるなど、その保有する情報を自主的に公開するための制度を整えることをいう。
- 4 「情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずる」とは、指定管理者の自律性に配慮しつつ、指定管理者の情報公開を推進するため、県が、当該指定管理者に対して標準的な規程を示すなどして指導、助言等を行うなどの措置を行うことをいう。

第4章 雑則

第26条 公文書の管理体制の整備等

第26条 実施機関は、公文書の迅速かつ的確な検索を行うことができるよう、公文書の管理体制の整備に努めるものとする。

2 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

【趣旨】

- 1 本条第1項は、条例の適正かつ円滑な運用に不可欠である公文書の適正な管理を確保するため、公文書の管理体制の整備を実施機関の責務として定めたものである。
- 2 本条第2項は、公文書公開制度を利用する県民等の利便を図るため、公文書の検索に必要な資料を作成し、これを県民等の利用に供することを実施機関の責務として定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 公開請求の対象となる公文書の所在が明確でなかったり確認できないというような状態では、情報公開条例は的確に機能しない。このため、公文書公開制度の一環として、公文書の管理に関する規定を設けたものである。
- 2 公文書は、条例の公開請求権の客体であり、その管理は、条例の運用を適正かつ円滑に行うためにも的確に行わなければならないことから、実施機関の責務として、公文書の管理体制の整備に努める旨を明確にしたものである。
- 3 「公文書の検索に必要な資料」とは、岐阜県公文書規程（昭和44年岐阜県訓令甲第1号）第2条に規定する文書管理システムにより提供する公文書目録（完結文書を整理したフォルダー等の名称、完結文書の件名、保存期間等をデータベースとして整備したものをいう。）をいう。

第27条 実施状況の公表

第27条 知事は、毎年1回、各実施機関の公文書の公開について実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、情報公開制度の適正な運営と健全な発展を推進するため、実施状況の公表を知事の責務として定めたものである。

【解釈・運用】

1 本条による実施状況の公表事項は、次のとおりとしている。

- (1) 公文書の公開請求の件数
- (2) 公文書の公開決定、部分公開決定及び非公開決定の件数
- (3) 審査請求の概要
- (4) 審査請求の処理の概要
- (5) その他必要な事項

2 公表事項のとりまとめ及び公表の時期

知事は、毎年6月末日までに前年度の実施状況を取りまとめて、岐阜県ホームページに掲載することによって公表するものとしている。

第28条 適用除外

第28条 この条例の規定は、法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されないこととされたものについては、適用しない。

【趣旨】

本条は、公開・非公開の取扱いが個別法の制度の中で体系的に整備されているとして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定が適用されない公文書については、この条例の規定を適用しないことを定めたものである。

【解釈・運用】

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号。以下「整備法」という。）で、情報公開法の適用を除外することが定められているのは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」、漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第3項に規定する「免許漁業原簿」であるが、個別の法令で自己完結的な閲覧・謄写の制度が認められるものは、当該制度に委ねるという趣旨である。

県においても、整備法で規定する公文書を有していることから、国の制度との整合性を考慮し、情報公開法が適用されない公文書については、条例の適用除外としている。

なお、整備法により情報公開法の適用除外となる主なものは、次のとおりである。

- ・ 不動産登記法の登記簿等
- ・ 刑事訴訟法の訴訟に関する書類及び押収物
- ・ 商業登記法の登記簿等
- ・ 漁業法の免許漁業原簿
- ・ 種苗法の品種登録簿等
- ・ 鉱業法の鉱業原簿

第29条 委任

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

本条は、この条例を施行するに際して必要な事項を各実施機関がそれぞれ規則等により定めることとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「この条例の施行に関し必要な事項」とは、条例を施行するための手続に関するものであり、公文書の公開請求書及び公開決定等の通知書等の諸様式、公開の実施方法等をいう。
- 2 「実施機関が定める」とは、各実施機関が規則等で定めることをいう。

第30条 罰則

第30条 第19条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、審査会の委員の守秘義務違反に対する罰則について定めたものである。

【解釈・運用】

審査会の委員は、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法第34条に規定の対象とならない。このため、第19条第7項において委員の守秘義務規定を設けているが、当該規定に違反した場合には罰則を科すことにより、守秘義務の遵守を担保するものである。

附 則（平成12年岐阜県条例第56号関係）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び第18条第1項中公安委員会及び警察本部長に係る部分並びに第6条第1号口中警察職員に係る部分の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の岐阜県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定によりされている公文書の公開の請求は、改正後の岐阜県情報公開条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による公開の請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第13条第1項の規定により岐阜県公文書公開審査会に対してされている諮問は、新条例第18条第1項の規定による審査会に対する諮問とみなす。
- 4 前2項に規定する場合のほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

（県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置）

- 5 県が設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定により実施機関がした処分その他の行為で同日以後当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした処分その他の行為とみなす。
- 6 県が設立した地方独立行政法人の成立の日前に実施機関に対してなされた請求その他の行為で同日以後当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

【趣旨】

本附則は、本条例の施行時期及び本条例の施行に伴う経過措置について定めたものである。

【解釈・運用】

本条例の施行日は、平成13年4月1日であるが、公安委員会及び警察本部長に係る規定については、平成14年4月1日となる。

附 則（平成13年岐阜県条例第41号関係）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

【趣旨】

本附則は、公安委員会等に係る第18条第1項、第30条等の規定の改正に係る施行期日を定めたものである。

附 則（平成14年岐阜県条例第37号関係）

この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

本附則は、第6条の独立行政法人等に関する改正条例に係る施行日について定めたものである。

附 則（平成16年岐阜県条例第2号関係）

この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

本附則は、第 6 条第 3 号ただし書等の規定の改正に係る施行日について定めたものである。

附 則（平成16年岐阜県条例第10号関係）

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

【趣旨】

本附則は、第 6 条の地方独立行政法人に関する改正条例に係る施行日について定めたものである。

附 則（平成16年岐阜県条例第45号関係）

この条例は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

【趣旨】

本附則は、第 2 条第 1 項の労働組合法の一部改正に伴う地方労働委員会の名称の変更に関する改正条例に係る施行時期について定めたものである。

附 則（平成17年岐阜県条例第 3 号関係）

この条例は、平成17年10月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

【趣旨】

本附則は、本条例の施行時期及び本条例の施行に伴う経過措置について定めたものである。

【解釈・運用】

本条例の施行日は、平成17年10月 1 日であるが、第 6 条第 1 号及び第 6 号に係る改正規定については、同年 4 月 1 日となる。

附 則（平成17年岐阜県条例第69号関係）

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条及び第 3 条並びに次項及び附則第 3 項の規定は平成17年11月 1 日から、第 2 条の規定は平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の岐阜県情報公開条例第14条第 2 項の規定によりなされた反対の意思の表示は、第 1 条の規定による改正後の岐阜県情報公開条例（以下「新条例」という。）第14条第 3 項（新条例第18条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による反対意見書の提出とみなす。
- 3 第 3 条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の岐阜県個人情報保護条例第17条第 7 項の規定によりなされた反対の意思の表示は、第 3 条の規定による改正後の岐阜県個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第17条の 3 第 3 項（改正後の条例第24条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による反対意見書の提出とみなす。

【趣旨】

本附則は、本条例の施行時期及び本条例の施行に伴う経過措置について定めたものである。

【解釈・運用】

本条例の施行日は、平成17年11月1日であるが、一部改正条例第2条の規定による附則（平成12年岐阜県条例第56号）第1項及び第5項の公安委員会及び警察本部長に係る改正規定については、平成18年4月1日となる。

附 則（平成19年岐阜県条例第36号抄関係）

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

【趣旨】

本附則は、日本郵政公社の解散に伴う関係条例の整理に関する改正条例に係る施行時期について定めたものである。

附 則（平成22年岐阜県条例第21号抄関係）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

【趣旨】

本附則は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター等の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例に係る施行時期について定めたものである。

附 則（平成27年岐阜県条例第5号関係）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

【趣旨】

本附則は、第6条第1号ただし書口の規定に係る改正条例の施行日について定めたものである。

附 則（平成28年岐阜県条例第11号関係）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（岐阜県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

2 実施機関（岐阜県情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）の公開決定等（同条例第12条第1項に規定する公開決定等をいう。以下この項において同じ。）又は公開請求（同条例第6条に規定する公開請求をいう。以下この項において同じ。）に係る不作為についての不服申立てであって、第1条の規定による改正後の岐阜県情報公開条例（以下この項において「新情報公開条例」という。）の施行前にされた実施機関の公開決定等又は新情報公開条例の施行前にされた公開請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

【趣旨】

本附則は、行政不服審査法と同様に、改正後の条例の規定は、この条例の規定に基づく施行日以後に行われた公開決定等又はこの条例の規定に基づく施行日以後の請求に係る不作為について、適用することを規定したものである。

附 則（平成29年岐阜県条例第7号抄関係）

1 この条例は、平成29年5月30日から施行する。

【趣旨】

本附則は、個人情報保護条例の改正に伴う個人情報の定義の明確化に係る施行時期について定めたものである。

附 則（令和4年岐阜県条例第43号抄関係）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。
